

昭和二十三年六月二十四日印刷

別に御發言もありませなければ、討論終結といたして御異議ございせん

附することになつておりますから、本

大蔵事務官 今井 一男君
(給與局長)

昭和二十三年六月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第十六部)

(八六)

第二回 参議院財政及び金融委員会會議錄第十二号

昭和二十三年三月二十五日(水曜日)午前十時五十分開會

本日の會議に付した事件

○證券取引法を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(黒田英雄君) これより委員會を開會いたします。本日は豫備審査のため本委員會に付託されております證券取引法を改正する法律案を先ず議題にいたしまして、政府から提案理由の説明を聴くことにいたします。

○政府委員(阪田純雄君) 豫備審査のため、本委員會に供託されました證券取引法改正法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

昨年三月公布せられました證券取引法は證券取引委員會に關する規定のみ施行せられておりました。今般米國の證券法及び證券取引法に範を取り、證券業者及び證券取引所の免許制度に代える登録制度を採用する等、證券取引法を徹底的に民主化するに共に、當初政令又は省令を以て定めることを豫定していた事項中、主要なるものを法律に織り込む等、同法を全面的に改正いたしますため、ここに本法を提案することとなつた次第であります。

今回の改正の主なる點は、證券取引委員會の権限を強化いたしまして、これを行政官廳としたこと、有價證券の發行に關する届出制度に改正を加えましたこと、證券業者及び證券取引所の免許制度に代える登録制度としたこと

しこと、新たに證券業協會に關する規定を設けましたこと、證券取引所に對する有價證券の買収取引に關する規定に改正を加えましたこと等でありまして、逐次その大要を御説明いたします。

先ずその第一は、證券取引委員會の権限の強化に關するものであります。現在證券取引法の主務大臣は大蔵大臣でありまして、證券取引委員會は證券取引法の施行に關する重要事項を獨自の立場から調査審議する特別の機關として設けられておりました。

が、今同その性格及び権限に改正を加へまして、證券取引委員會を大蔵大臣の所轄に屬する行政官廳とし、證券取引法の施行に關する職權を全面的に且つ獨立的に行うこととしたのであります。

として、委員會にはこの法律の施行に關し公益又は投資者保護のため、必要且つ適當な規則を制定する權限をも附與することにしたとしますと共に、委員會の下部の機構といたしまして、その事務を擔當する事務局を設けることといたしましたのであります。

次にその第二は、有價證券の募集又は賣出しの届出に關する規定の改正であります。有價證券の届出制度は、有價證券の發行に際して、その詳細且つ正確な資料を政府に提出させ、投資家に判斷の資料を與え、容易且つ安全に證券投資ができるようにする制度であります。が、この届出制度に關する規定の改正の主なるものを申し上げます。

と、第一に、届出を要する有價證券の範圍につきましては、現在額面總額二十萬圓を超える株式又は社債の發行は、すべて政府に届出ることになつておりますのを、今回の改正におきましては、募集又は賣出面總額が五百萬圓以下のもので、その公衆に提供される範圍が限定されておりますことにより、届出が公益又は投資者保護のため必要でない認められるものにつきましては、一定の條件の下に届出を要しないことといたしました。

第二に、届出の時期につきましては、現在は發行の際すべて届出を要することとなつておりますが、これを改め發行に際しまして、公衆に對して募集する者又は賣出する者とする者は、届出書が提出せられ、又その効力を生じていなければならぬことに改めたのであります。第三に、届出義務者の範圍につきまして、現在届出義務者は取締役又は發起人の全員となつておりますのを、新たに發行者を届出義務者に加へることとしたとしました。その他届出後募集又は賣出をなし得る時期を原則として延長し、届出書類の審査に慎重を期しますと共に、その時期について彈力性を付したと、届出に關して民事責任を負うべき者の範圍を擴張いたしました。届出書類の正確を期しますと共に、その責任を免除される場合を詳細に規定いたしましたこと、有價證券の募集又は賣出に際しては、必ず目録見書を作成させることとし、且つその使用の時期その他について制限

規定を設けました。これに違反した場合には罰則を設け、責任を任ぜしめることとしたこと等がその主なるものであります。

その第三は、證券業者に關する規定の改正であります。改正の第一は、免許制度を廢止いたしまして、一定の要件を充足した者は證券取引委員會に登録することによつて營業を開始し得る登録制度に改めまして、營業の自由なる機會を與えた點であります。

第二に、銀行、信託會社その他の金融機關に顧客の注文を受けて、その計算において行方場合又は投資の目的を以て行方場合等、特定の場合一を除き證券を替むことができないものとしたとしまして、證券業者の地位の確立を圖りました。

第三に、證券業者の純財産額に關して、政府がその最低額を指定するといふ制度を改めまして、證券業者の負債總額について一定の限度を定めることとしたとしました。即ち證券業者の負債總額のその營業用純資本額に對する比率は、二十倍の限度内において證券取引委員會が定める率を超えてはならないこととしたとしまして、この面から證券業者の支拂能力又は財産經理の狀況が常に良好な狀態を保つよう監督することとしたとしました。

第四に、證券業者の營業保證金について、その額を法律で定めるとし、且つ支店その他の營業所に付する營業保證金を供託させることと改め、その金額は本店については十

萬圓、支店その他の營業所については營業所毎に五萬圓といたしました。

第五に、證券業者が有價證券の買収その他の取引をなす場合においては、顧客に對して一定の額以上の信用を供與してはならないということにいたしました。即ち現在の委託證券金の制度を擴張いたしまして、證券業者が有價證券の取引をなす場合においては、當該取引に係る有價證券の時價の四割五分以上の代金、證券金又は手付金等を受取るなければ、取引をすることができないこととしたのであります。右の率は大蔵大臣が金融市場並びに證券市場の狀況その他一般經濟界の情勢に即應するように、證券取引委員會の意見に基いて定めることとしたのであります。

また、證券取引の健全性を保持し、適當設備の防止に資すると共に、金融の調整にも資することができると存する次第であります。

以上申し上げました事項の外新たに有價證券の割賦賣買についての取締規定、顧客から委託を受け、又はその計算において自己の占有する證券の買入、又は貸付の制限に關する規定、有價證券の引受人となつた證券業者が當該有價證券を賣却する場合の信用供與に關する制限規定、及び證券業者の使用する外務員の取締に關する規定等を設けました。證券業者に關する規定の改正の主なるものは以上の通りであります。が、證券業者の登録制度に伴い、業者の数は相當増加するものと見込まれておりますが、證券業者に負

つては、

荷せられました證券民主化の責任の重大性に鑑みまして、その自由且つ活潑な活動を期待いたしますと共に、常に十分の監督を行ひまして、證券業者の資質、信用の向上を図りたいと存する次第であります。

その第四は、證券業者協会に關する規定であります。證券業者が有價證券の取引の公正と投資者の保護とを目的として、證券業者協会を組織した場合に於ては、證券取引委員会に登録する制度を新たに設けました。即ち協会の民主的にして自治的な活動により、證券業者の不当な利得行為を防止いたしまして、取引の信義則を助長いたし、更に、いわゆる場外市場における取引の公正を圖り、投資者の保護に資することを期待するものであります。尙證券業者協会は共同目的を以て連合會を組織した場合におきまして、これを證券取引委員会に登録し得ることとしたのであります。

その第五は、證券取引所に關する規定の改正であります。先ず證券取引所の設立につきましても、證券業者の組合と同じように免許制度を登録制度に改め、登録は要件充足主義としたしまして、これと共に現在全國を數地區に分け、各地區について一つの取引所に限りこれを設立し得ることになつておりました。今同この地區制度を撤廃することにしたのであります。従つて今後全國に相當數の證券取引所が設立されるものと豫想されるのであります。が、民主的な組織により自由且つ活潑な活動を助長する一方、その經濟界全般に及ぼす影響に鑑みまして、その監督には遺憾なきを期する所存であります。次に、取引所の會員の純財産額の最

低額及び會員信託金の額は現在政府が指定することになつておりますのを、自主的に定款を以て定めることに改めました。

次に、取引所における有價證券の上場につきましても、現在は證券取引所から政府に届出た後十日を経た日からこれをなし得ることになつておりますが、今同これを改めまして、當該有價證券の發行者の申請に基いて證券取引所に登録された銘柄のものに限るとし、これを上場することができるようとし、上場については、發行者の意思を尊重することとしたのであります。尤もこれには特定の場合に限り發行者の申請を待たずして上場し得る規定、並びにこの法律施行の日から六ヶ月を限り、右の手續を経ないで上場し得る経過規定等の例外があります。次に、會員のなす賣買その他の取引について、假裝賣買、馴合賣買、相場操縱、過當投機等の取締等の規定を設け、又は逆指注文を制限し得る規定を設け、有價證券市場における取引の公正を期することとした次第であります。

その第六としては、以上申述べましたものの外、會社の役員又は主要株主が當該株式の賣付又は買付後六ヶ月以内の買付又は賣付した場合におきまして、當該會社又はその株主の請求によつて、その利益を會社に提供せしめる規定並びにこれらのものの空賣の制限に關する規定を設けまして、役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した秘密を不當に利用することを防止することとしたのであります。最後に罰則につきましても、今般證券取引法を徹底的に自治的性格のものに改正いたします反面、罰則全般に互に整備強化をしまして、この法律の施行について遺憾なきを期することとしたのであります。以上を以ちまして證券取引法改正法律案について、その大要を御説明いたした次第であります。

財閥の解體、私的獨占の禁止、過度の經濟力集中の排除等、經濟民主化が實施の段階に入り、且つ企業並びに金融機關の再建整備の進行に伴う資金需要が急激に増加するものと認められ、最近の情勢に順みまして、證券取引法の改正整備により有價證券取引の公正その流通の圓滑を圖り、證券の民主化に資することは重大なる義務であるものと存じます。政府といたしましてはこの法律案が一日も速かに、成立することを希望する次第であります。何とぞ速かに御審議の上御賛成あらんことを切望いたします。

○委員長(黒田英雄君) この法案につきまして、御質疑の御ありの方は、御質疑をお願いしたいと思います。○山田佐一君 これで取引所というものはお凡そ全國にどのくらいできるおつもりですか、これは届出さえすれば直ちに許すのですか。○政府委員(阪田純雄君) 只今提案理由で申上げましたように、取引所につきましても、従前は免許制度であつたわけでありまして、今般の改正法律案につきましても、その免許制度を改めまして、登録制度に切替えたわけでありまして、取引所を設立しようとする場合は、證券業者が一定の書類によりまして、證券取引委員会に登録の申請をすることに相成るのです。従いまし

て、その登録の場合におきましては、法律に明定してあります要件に背反しない、つまりその要件を充足しております場合は登録されることに相成ります。従いまして從來と違ひまして、相當數の取引所が全國にできる。こういうことに相成ると存するのであります。一方におきまして取引所の成立いたしたためには、やはり有價證券の流通或はその地方における賣買といふものが相當程度に發達してありませうならば、取引所を假りに設立いたしうことに相成ります。取引所自身はやり得ない。こういう状況にありまして、同時に、反面におきましては、證券業者が對します問題につきましても、登録制度でありまして、相當數の證券業者ができるわけでありまして、その箇内につきましても純資本金の最低額の制限と關係というものがあつた、同時にそれらに對します監督につきましても、この法律には特に明文を置かしまして、單に中央においてのみならず、財務局をして監督せしめ、財務局をしてこの法律の事務の一部を實施せしめる、こういつた規定を置いておられます。理論上から言いますならば、幾つものできるといふことに相成りますが、實際問題といたしまして、やたらに取引所が濫設される、こういうことはもとより適當ではありませぬし、同時にそういうことに相成らんようには方策を講じたい。こう考へておる次第であります。

○山田佐一君 引續きもう一編、假定的ですけれども、結局現在ある取引所は六大都市ぐらいですね。こうなりましたならば、各縣一個ぐらいずつではきまずか。政府委員(阪田純雄君) その點につきましては、只今申上げましたように、有價證券の所在並びにその流通、こういう問題がありますので、それが相當程度あります所には取引所ができて参ります。が、御承知のやうに有價證券につきましても、證券民主化その他一連の施策によりまして、相當程度普及されてはおりますが、併し縣といひまして、所によりましては、有價證券業者が自體が非常に開散だ、こういう所もあります。その點につきましましては、各縣毎に一つに相成ることにはならんと私は考へております。○山田佐一君 各縣一つというのは、均一には行かんでしよう。現物問屋といふのが各縣に今日まであります。有價證券の現物問屋があるといふことになつて参りますと、それ相當の所に一つずつくらい作つた方が、却つて弊害が少いのではないかと申す。この法律が出てからの今後の問題ですが、一般に取引所といふものが今の六大都市くらいありまして、この法令が出来る持つておられますが、愛知縣に出ますと、私は愛知縣ですが、愛知縣にも二つや三つできるような氣がする。各縣どこでできない。愛知縣のごときは二つや三つできてよいような氣がしますが、どんなお見込ですか。

○政府委員(阪田純雄君) 理論的に申上げますと、只今も申上げましたように、必要なる所にはどこでも置くことに相成ります。一つ縣内におきまして、その實際上の必要があり、そうしてできた場合にそれが適正に運営されると、こういうことに相成りますならば、理論的に申しますならば、各縣に幾つもの取引所を置いて

は遺憾なきを期する所存であります。
次に、取引所の会員の純財産額の最
止することといたしました。
最後に罰則につきましては、今般證

いい、こういうふうになり得ます。實
際問題として、それがどういふ
うに動くかというところは、おのずから
別の問題であります。やはり取引所を
お考えになり得るというところに相成
りまして、それが投資家の保護にな
り、或いは有價證券業者の保護にな
立つて行く、或いは取引所の必要もあ
る、こういうことに相成りませんと、
理論的には澤山できるが、必ずしもさ
うにはならん、こういうふうになる
ております。

○星一君 今まで證券賣所とか言わ
れるものが各小さな町にありまし
た。證券を賣する賣所、そういう
ものがあつたように思いましたが、あ
れは今度どういふことになり得るか。
○政府委員(阪田純雄君) 只今お話し
の證券の賣所と申しますのは、いわ
ゆる有價證券業者、こういうふうな考
えです。現在の有價證券業者につきま
しては、有價證券業取締法に基きま
して、免許營業になつておりました。政
府の免許を受けておりました。有價證券の賣
買をやつておるわけでありまして、それ
は新法が出ました場合におきまして
は、新法によりまして營業者といつたし
まして、その仕事を存続できる、こう
いうことに相成ります。

○星一君 山田委員からも質疑され
たように、この明文によつて行くと、
「國民經濟の適切な運営及び投資者の
保護に資するため」とありますから、
私は日本に證券取引所が二百や三百あ
つてもいいのじやないかと思ひます。
日本には銀行は、僅か七十ぐらいしか
ありません。併し支店があります。ア
メリカでは銀行といふものは一萬五、
六千以上あります。恐らくは、小さい

のを合わせる二萬以上あります。日
本には、銀行はたつた七十ぐらいしか
ない。ただ支店だけがあるのでござい
ますから、そこでこの銀行の少い日本
においては、こういう證券取引所を各
地方に澤山作ることが、私はこの國民
經濟の適切な運営及び投資者の保護な
んというところについて、いいことじや
なからうかと思ひます。その點はどう
いうものでございましょうか。
○政府委員(阪田純雄君) 證券業者に
つきましては、只今申し上げましたよう
に、從來政府の免許營業になつており
ます。全國にその数は約五百五十社ば
かりでございます。現在新たに有價證券
業者になり得る申請が相當提出され
ておりまして、當局といたしましては、
新法の改正法律案の精神に鑑みま
して、できるだけ限りスムーズにこれを
許すことにいたしたいと思ひます。結
構であると考えますことは、證券民
主化その他の關係によりまして、地方
におきまして相當信用のあり得る方
方が有價證券業に進出されて参つたこ
とは、その申請書に照らして現れてお
る次第でございます。取引所につきま
しては、有價證券の關係は、從來は全
國に八ヶ所あつた次第でございます。
現在におきましては、取引所と稱する
ものがなく、御承知の通り、理論的に
は、取引所と申しますものは登録要件
充足主義によりまして相當設けられ
て参ります。お話をのり
ました通り、この第一條の「國民經濟
の適切な運営及び投資者の保護に資す
るため、有價證券の發行及び賣買その
他の取引を公正ならしめ、且つ、有價
證券の流通を圓滑ならしめることを目

的とする。」有價證券につきまして
は、もとより流通性ということが重要
なポイントであります。取引所の設置
につきましては、登録主義によりまし
て、必要であります所にはこれが設
けられて行く、こういう筋合に相成る
ものと思ひます。ただそれが非常に濫
設された場合には、お互いの取引
所、或いはそれを構成いたしました有
價證券業者がやつて行けない。こうい
うような事態が起り、その結果無理な
營業をする。こういうことに相成り
ますと、逆に國民經濟の適切な運営
にマイナスになる。こういうやうなこ
とも考えられます。但し、法律の建前
として、有價證券業者が登録に
よつて要件を充足いたしました以上、
これを證券取引委員會に登録い
たしまして取引所が設立し得ると、こ
ういうことに相成つておる次第でござ
います。

○星一君 私はこの證券取引所とい
うものを、國內的のもの、國際的のもの
と二つにされて行くものと思ひます。
全く國內的のものと、國際的に外國人
の注文も賣買もできるといふことに、
二つに分れると思ひますが、その國際
的のものは、東京なり大阪なりといふ
所へ集つていくもの、小きくしてちや
んと經濟的に立つて行くものならば、私
はもう二百も三百も作ることがよいこ
とじやないかと思ひます。それと、
むしろ今は證券賣所といふものがな
くなつて、そうしてこの證券取引所に
なつて、國民經濟の適切な運営、そ
れから有價證券の發行賣買などに大
きな貢獻をなすと思ひますが、これが
ゆるる民主化の經濟になると思ひます

から、どうも澤山許す方がよいじや
ないかと思ひますが、どうでしょう
か。
○政府委員(阪田純雄君) 從來にお
きまして取引所が御承知のようになつ
たわけでありまして、この取引所の
成立いたしましたことは、國民の證券
に關する知識が相當程度發達した
しておりましたこと、それと同時に
これを扱います有價證券業者があり
ますこと、こういうことが必要で
ありますと同時に、更に選つて参
りますならば、その證券を發行いた
しますところの經濟の實體そのもの
が十分しつかりいたしておる。言葉
を換えて申しますならば、産業關係
の他の諸會社が地方に相當ありま
して、いわゆる地方格、こういうもの
相當出て参ります。もとより中央的
な株はある。こういうことが必要であ
るわけでありまして、従いまして大阪、東
京といふところの取引所を考へて参
りますと、これはやはり中央株が主體
になつて参る。併し地方産業が相當振
興されまして、そうしてそれらに關し
ます會社の株式或いは社債券とい
ふものが、地方におきまして相當流
通される、こういうことに相成ります
と、すでに地方におきまして、中央株
ばかりでなく、その地方に非常に縁故
のあります株式につきまして、一般投
資者もこれをもち、有價證券業者も扱
い、そうしてそれらを上場いたします
ところの地方的な取引所、こういうも
のものできるわけでありまして、勿論そ
の取引所におきましては、取引所が地方の各地
におきまして、どういふふうになつて
参るかと思ひますが、單に有價證券
それ自體だけの問題ではありませんで、

その本をなします日本の産業經濟の進
展、或いは一般の方々の有價證券に對
する認識、有價證券業者のいるの
扱い、こういうようなことが綜合され
まして、できるべきときには必然的に
取引所といふものができます。又それ
につきましては申し上げましたように今
度の改正法律案におきましては、免許制
度を、要件を充足いたしましたものに
ついて登録することに相成つたことと
存する次第であります。

○松嶋喜作君 それでは質問は明日に
留保いたします。
○委員(黒田英雄君) 所得税の方も
ありますが、衆議院の方で今審議を
つておるそうだから、これも明日に
いたしたいと思ひますから、本日はこ
の程度で委員會を散會いたしたいと思
ひます。

○委員(黒田英雄君) 今日はこの程
度にして、これは非常に廣汎なもので
すから、一應政府提案の説明を聴きま
したが、十分御研究願つて、明日委員
會を開いて質疑を續行いたしたいと思
ひます。

午前十一時四十分散會
出席者は左の通り。
委員 森下 政一君
理事 伊藤 保平君
委員 黒田 英雄君
委員 王屋 喜章君
西川 甚五郎君
松嶋 喜作君
山田 佐一君
深川 孝二君
星 一君
石川 幸吉君

その本をなします日本の産業經濟の進
展、或いは一般の方々の有價證券に對
する認識、有價證券業者のいるの
扱い、こういうようなことが綜合され
まして、できるべきときには必然的に
取引所といふものができます。又それ
につきましては申し上げましたように今
度の改正法律案におきましては、免許制
度を、要件を充足いたしましたものに
ついて登録することに相成つたことと
存する次第であります。

小林米三郎君
小宮山常吉君
渡邊 基吉君
中西 功君
川上 嘉君

政府委員
大藏事務官
(證券局長)
阪田 純雄君
準備委員長

三月二十三日豫備審査のため、本委員
會に左の事件を付託された。

一、昭和二十三年の所得税の四月豫
定申告書の提出及び第一期の納期
の特例に關する法律案(豫第十八
號)

二、證券取引法を改正する法律案
(豫第十九號)

昭和二十三年の所得税の四月豫
定申告書の提出及び第一期の納
期の特例に關する法律案

昭和二十三年に限り、所得税法第
二十一條第一項の規定による四月豫
定申告書の提出及びその記載事項に
ついては、同年五月一日の現況によ
るものとし、その提出期限は、同日
から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第
二十一條第六項中「三月三十一日」と
あるのは、「四月三十日」と讀みかえ
るものとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第
三十條第一項に規定する第一期の納
期は、同年五月一日から同月三十一
日限りとする。

附 則
この法律は、公布の日から、これ
を施行する。

證券取引法を改正する法律案
證券取引法目次

第一章 總則
第二章 有價證券の募集又は賣出
に關する届出

第三章 證券業者
第四章 證券業協會
第五章 證券取引所

第一節 設立及び組織
第二節 會員
第三節 管理

第四節 有價證券市場における
賣買取引
第五節 有價證券市場における
賣買取引の受託

第六節 解散
第七節 登記
第八節 監督

第六章 仲介
第七章 證券取引委員會
第八章 雜則
第九章 罰則

證券取引法
第一章 總則

第一條 この法律は、國民經濟の適
切な運営及び投資者の保護に資す
るため、有價證券の發行及び賣買
その他の取引を公正ならしめ、且
つ、有價證券の流通を圓滑ならし
めることを目的とする。

第二條 この法律において有價證券
とは、左に掲げるものをいう。

一 國債證券
二 地方債證券

三 特別の法律により法人の發行
する債券
四 擔保附又は無擔保の社債券

五 特別の法律により設立された
法人の發行する出資證券
六 株券又は新株の引受權を表示

する證書
七 投資信託の受益證券
八 外國又は外國法人の發行する
證券又は證書で前各號の證券又
は證書の性質を有するもの

九 その他證券取引委員會が公益
又は投資者保護のため必要且つ
適當であると認めて證券取引委
員會規則で定める證券又は證書
前項各號に掲げる有價證券に表
示されるべき權利は、これについ
て當該有價證券が發行されていな
い場合においても、これを當該有
價證券とみなす。

この法律において有價證券の募
集とは、不特定且つ多數の者に對
し均一の條件で、あらたに發行さ
れる有價證券の取得の申込を勧誘
することをいう。

この法律において有價證券の賣
出とは、不特定且つ多數の者に對
し均一の條件で、既に發行された
有價證券の賣付の申込をし、又は
その買付の申込を勧誘することを
いう。

この法律において發行者とは、
有價證券を發行し、又は發行しよ
うとする者をいう。

この法律において引受人とは、
有價證券の發行に際し、これを賣
り出す目的を以て當該有價證券の
發行者からその全部若しくは一部
を取得する者、他に當該有價證券
を取得する者がない場合にその殘
部を取得する契約をする者又は發
行者のために當該有價證券の募集
若しくは賣出の取扱をする者その
他直接又は間接に有價證券の募集
又は賣出を分擔する者で、通常有

價證券の賣捌人に支拂われる手數
料を超える額の手數料、報酬その
他の對價を受けるものをいう。

この法律において有價證券届出
書とは、第五條第一項の規定によ
る届出書及び同條第三項の規定に
よりこれに添附する書類並びに第
七條、第九條第一項又は第十條第
一項の規定による訂正届出書をい
う。

この法律において證券業とは、
銀行、信託會社その他證券取引委
員會規則で定める金融機關以外の
者が左に掲げる行為の一をなす營
業をいう。

一 有價證券の賣買
二 有價證券の賣買の媒介、取次
又は代理

三 有價證券市場における賣買取
引の委託の媒介、取次又は代理
四 有價證券の引受

五 有價證券の賣出
六 有價證券の募集又は賣出の取
扱

この法律において證券業者と
は、この法律により證券業を營む
ことができることとなつた者をい
う。

この法律において目論見書と
は、有價證券の募集又は賣出のた
めに、公衆に提供される當該有價
證券の發行者の事業に關する説明を
記載した文書をいう。但し、有價
證券の銘柄、價格、數、引受人の
名稱、募集若しくは賣出の取扱を
する者の名稱又は第十三條の規定
による目論見書を提供する場所の
みを表示するものは、目論見書で
ない。

この法律において有價證券市場
とは、有價證券の賣買取引のため
に證券取引所の開設する市場をい
う。

第二章 有價證券の募集又は
賣出に關する届出

第三條 本章の規定は、前條第一項
第一號乃至第三號及び第五號に掲
げる有價證券については、これを
適用しない。

前條第一項第八號に掲げる有價
證券のうち前項に掲げる有價證券
の性質を有するもの及び同項第九
號に掲げる有價證券のうち別に證
券取引委員會規則で定めるものに
ついて、また、前項と同様とする。

第四條 有價證券の募集又は賣出
は、發行者が當該有價證券に關し
證券取引委員會に届け出で、且
つ、その届出の效力が生じている
ものでなければ、これをすること
ができない。

前項の規定は、證券取引委員會
が當該有價證券の募集若しくは賣
出券面總額が低少であること又は
その公衆に提供される範圍が限定
されていることにより前項の規定
による届出が公益又は投資者保護
のため必要でないとして認めて證券
取引委員會規則で定める有價證券に
ついては、これを適用しない。但
し、募集又は賣出券面總額が五百
萬圓を超える有價證券については、
この限りでない。

この法律において證券取引所と
は、有價證券の賣買取引を行うた
めに必要な市場を開設することを
目的とする者をいう。

この法律において有價證券市場
とは、有價證券の賣買取引のため
に證券取引所の開設する市場をい
う。

第二章 有價證券の募集又は
賣出に關する届出

第三條 本章の規定は、前條第一項
第一號乃至第三號及び第五號に掲
げる有價證券については、これを
適用しない。

前條第一項第八號に掲げる有價
證券のうち前項に掲げる有價證券
の性質を有するもの及び同項第九
號に掲げる有價證券のうち別に證
券取引委員會規則で定めるものに
ついて、また、前項と同様とする。

第四條 有價證券の募集又は賣出
は、發行者が當該有價證券に關し
證券取引委員會に届け出で、且
つ、その届出の效力が生じている
ものでなければ、これをすること
ができない。

この法律において證券取引所と
は、有價證券の賣買取引を行うた
めに必要な市場を開設することを
目的とする者をいう。

この法律において有價證券市場
とは、有價證券の賣買取引のため
に證券取引所の開設する市場をい
う。

第二章 有價證券の募集又は
賣出に關する届出

第三條 本章の規定は、前條第一項
第一號乃至第三號及び第五號に掲
げる有價證券については、これを
適用しない。

前條第一項第八號に掲げる有價
證券のうち前項に掲げる有價證券
の性質を有するもの及び同項第九
號に掲げる有價證券のうち別に證
券取引委員會規則で定めるものに
ついて、また、前項と同様とする。

第四條 有價證券の募集又は賣出
は、發行者が當該有價證券に關し
證券取引委員會に届け出で、且
つ、その届出の效力が生じている
ものでなければ、これをすること
ができない。

前項の規定は、證券取引委員會
が當該有價證券の募集若しくは賣
出券面總額が低少であること又は
その公衆に提供される範圍が限定
されていることにより前項の規定
による届出が公益又は投資者保護
のため必要でないとして認めて證券
取引委員會規則で定める有價證券に
ついては、これを適用しない。但
し、募集又は賣出券面總額が五百
萬圓を超える有價證券については、
この限りでない。

この法律において證券取引所と
は、有價證券の賣買取引を行うた
めに必要な市場を開設することを
目的とする者をいう。

この法律において有價證券市場
とは、有價證券の賣買取引のため
に證券取引所の開設する市場をい
う。

第二章 有價證券の募集又は
賣出に關する届出

第三條 本章の規定は、前條第一項
第一號乃至第三號及び第五號に掲
げる有價證券については、これを
適用しない。

前條第一項第八號に掲げる有價
證券のうち前項に掲げる有價證券
の性質を有するもの及び同項第九
號に掲げる有價證券のうち別に證
券取引委員會規則で定めるものに
ついて、また、前項と同様とする。

第四條 有價證券の募集又は賣出
は、發行者が當該有價證券に關し
證券取引委員會に届け出で、且
つ、その届出の效力が生じている
ものでなければ、これをすること
ができない。

を施行する。
六 株券又は新株の引受権を表示

他直接又は間接に有価証券の募集又は買出を分擔する者で、通常有

かを表示するものは、目録見書で

萬圓を超える有価証券について

第一項の規定の適用を除外され
る有価証券の目録見書には、證券
取引委員会規則で定める様式によ
り、當該有価証券が同項の規定の
適用を除外されている旨を記載し
なければならぬ。

第五條 前條第一項の規定による届
出をしようとする発行者は、その
者が會社である場合（當該有價證
券の發行により會社を設立する場
合を含む。）においては、證券取
引委員会規則で定める様式によ
り、左に掲げる事項を記載した届
出書三通を證券取引委員会に提出
しなければならない。

一 目的、商號及び資本又は出資
に關する事項
二 本店、支店、工場又は事業場
の名稱及び所在の場所
三 事業
四 役員（取締役、監査役又はこ
れに準ずべき者をいう。以下同
じ。）の氏名及び住所並びにそ
の有する當該會社の發行する株
式の種類及び数又はその者が當
該會社に對してなした出資の額
五 發起人の氏名及び住所並びに
その引き受ける株式の種類及び
数

六 當該有價証券の引受人の氏名
又は名稱及び住所
七 自己又は他人（假設人を含
む。）の名稱を以て資本金額（出
資總額、株金總額又は出資總額
及び株金總額の合計額をいう。
以下同じ。）の百分の十以上の
金額に相當する當該會社の株式
を有し、又は出資をしている株
主又は出資者（以下主要株主と

いう。）の氏名又は名稱及び住
所並びに當該株主の有する株式
の種類及び数又は當該出資者の
出資の額
八 當該有價証券の銘柄、券面額
及び發行數、株式については、
數種の株式がある場合においては
は、その各種の株式の内容及び
數、社債については、その利
率、償還の方法及び期限、利息
支拂の方法及び期限並びに擔保
の種類、目的物及び順位、先順
位の擔保を附けた債權の金額そ
の他擔保の目的物に關し擔保權
に對抗する權利
九 當該有價証券の募集の委託の
條件
十 當該有價証券の引受人に支拂
う手数料、報酬その他の對價そ
の他發行に關し會社が負擔すべ
き費用の概算額
十一 當該有價証券の發行價額の
總額から前條の費用の概算額を
控除した額及びその使用の目的
並びにその資金を以て事業の買
収に充てるときは、その事業の
業務及び財産の概要
十二 當該會社の發行した有價證
券（第八條に掲げるものを除
く。）の銘柄、券面額、發行數
及び最近三事業年度末における
價格
十三 役員その他の者（使用人を
除く。）に對し届出前一年内に
おいて支拂つた報酬の總額及び
同期間内において合計二十萬圓
を超える報酬を受けた者の氏名
及び報酬の額
十四 當該會社から十萬圓を超え

る金額を受けている役員又は使
用人の氏名及び貸付金額
十五 發起人が受け又は受くべき
特別利益の内容及びその者の氏
名
十六 現物出資をなし又はなした
者の氏名、出資の目的たる財産
の種類、その價額及びこれに對
して與え又は與えた株式の種類
及び數
十七 會社の成立後に譲り受ける
ことを約した財産の種類、その
價額及び讓渡人の氏名
十八 營業の全部又はその主要な
部分の賃貸借又は經營の委任、
他人と營業上の損益全部を共通
にする契約その他これに準ずる
契約（通常の業務としてなすも
のを除く。）の内容
十九 前各條に掲げるものの外目
論見書に記載しようとする事項
前項の届出書は、發起人又は役
員（外國會社については、商法第
四百七十九條第二項に規定する代
表者）の全員がこれに署名又は記
名押印したものでなければなら
ない。

第一項の規定による届出書に
は、左に掲げる書類を添附しなけ
ればならぬ。
一 定款
二、株式申込證又は社債申込證
三 目録見書
四 届出前九十日以内の日の現在
における貸借對照表
五 最近三事業年度の損益計算書
六 第一項第十八條に掲げる契約
書の寫
外國會社が提出する届出書につ

いては、證券取引委員会規則で定
めるところにより、これに記載す
べき事項又は添附すべき書類を省
略することができる。
第六條 第四條第一項の規定による
届出をしようとする者は、届出に
際し、手数料を納めなければなら
ない。
前項の手料は、募集又は買出
券面總額の萬分の一に相當する金
額とし、その額が五百圓未満の場
合においては、これを五百圓とす
る。

第一項の手料は、前項に規定
する届出書のうち一通に、手数料
の金額に相當する額の収入印紙を
はつて、これを納めなければなら
ない。
第七條 第五條第一項又は第三項の
規定による届出書類のうち、訂
正を必要とするものがあるとき
は、届出者（會社成立後は、その
會社）は訂正届出書を證券取引委
員會に提出しなければならない。
第五條第二項の規定は、前項の
規定による訂正届出書に、これを
準用する。
第八條 第四條第一項の規定による
届出は、證券取引委員会が第五條
第一項の規定による届出書を受理
した日から三十日を経過した日
に、その效力を生ずる。
前項の期間内に前條の規定によ
る訂正届出書の提出があつた場合
においては、證券取引委員会がこ
れを受理した日に、第五條第一項
の規定による届出書の受理があつ
たものとみなす。
證券取引委員会は、第四條第一

項第三項又は前條の規定による届
出書類の記載によつて當該有價證
券の内容が公衆に容易に理解され
ると認める場合においては、第一
項に規定する期間に満たない期間
を指定することができる。この場
合においては、第四條第一項の規
定による届出は、その期間を経過
した日に、その效力を生ずる。
第二項の規定は前項の規定によ
る期間の指定があつた場合に、こ
れを準用する。
第九條 證券取引委員会は、第五條
第一項第三項又は第七條の規定に
よる届出書類に形式上の不備があ
り、又はその書類に記載すべき重
要な事項の記載が不十分であると
認めるときは、届出者に通知して
審問を行つた後、理由を示し訂正
届出書の提出を命ずることができ
る。
前項の規定による處分があつた
場合においては、第四條第一項の
規定による届出は、前條の規定に
かわらず、證券取引委員会が指
定する期間を経過した日に、その
效力を生ずる。
前條第二項乃至第四項の規定
は、前項の場合に、これを準用す
る。
第一項の規定による處分は、第
四條第一項の規定による届出がそ
の效力を生ずることとなつた日以
後は、これをなすことができない。
第十條 證券取引委員会は、有價證
券届出書のうちに重要な事項につ
いて虚偽の記載があり、又は記
載すべき重要な事項若しくは誤

解を生ぜしめなければならない必要を重要なる事實の記載が缺けていることを発見したときは、何時でも、届出者に通知して審問を行つた後、理由を示し、訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四條第一項の規定による届出の效力の停止を命ずることができ、

前條第二項及び第三項の規定は、第四條第一項の規定による届出がその效力を生ずることとなる日前に前項の規定による訂正届出書の提出命令があつた場合に、これを準用する。

第一項の規定による停止命令があつた場合において、同項の規定による訂正届出書が提出され、且つ、證券取引委員会がこれを適當と認めたとときは、證券取引委員会は、同項の規定による停止命令を解除するものとする。

第十一條 第五條第二項の規定は、前二條の訂正届出書に、これを準用する。

第十二條 第四條第一項の規定による届出がその效力を生じた日以後において提出される第七條の規定による訂正届出書については、證券取引委員会がその形式に不備がなく、且つ、重要な事項について記載が十分であると認める場合において、證券取引委員会が指定する日に、訂正の效力を生ずる。

第十三條 第四條第一項の規定による届出がその效力を生じた有價證券の發行者は、當該有價證券の募集又は賣出に際し、目論見書を作成しなければならない。

前項の目論見書は、有價證券届出書のうち第五條第一項に掲げる事項について記載された内容と同一の内容を記載したものでなければならない。

前項の規定により目論見書に記載すべき事項のうち證券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要でないとして認めて證券取引委員会規則で定めるものは、これを省略することができる。

證券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて證券取引委員会規則で定める事項については、これに關する内容を目論見書に記載しなければならない。

何人も、有價證券の募集又は賣出のために、第二項若しくは前項の規定により記載すべき内容と異なる内容を記載した目論見書を使用し、又は第二項若しくは前項の規定により記載すべき内容と異なる内容の表示をしてはならない。

前項の規定は、第二條第十項但書に掲げる事項のみを表示することを妨げるものではない。

第十四條 有價證券に關し第四條第一項の規定による届出がその效力を生じた日から一年を経過した後において使用される當該有價證券に關する目論見書に記載されるべき内容については、前條第二項の規定はこれを適用しない。この場合においては、當該目論見書に記載されるべき内容は、その使用前一年以内の日の現在の事實に合致したものでなければならない。

前條第三項乃至第六項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第十五條 何人も、有價證券に關し第四條第一項の規定による届出がその效力を生じているのでなければ、當該有價證券を取得せしめ若しくはその取得の申込をし、又は賣付若しくは賣付後の受渡のためにこれを交付してはならない。

何人も、第四條第一項の規定による届出がその效力を生じた有價證券については、第十三條の規定に適合する目論見書を豫め又は同時に交付するものでなければ、これを取得せず、又は賣付のためにこれを交付してはならない。

前二項の規定は、左に掲げる場合については、これを適用しない。

一 有價證券の發行者、賣出をなす者、引受人又は證券業者のいずれでもない者がなす場合

二 有價證券の發行者又はその賣出をなす者が募集又は賣出に關する事項を記載した目論見書に、左の各號に該當する以外のもの

三 證券業者又は當該有價證券の引受人であつた者がなす場合で、左の各號に該當する以外のもの

イ 當該有價證券に關し第四條第一項の規定による届出がその效力を生じた日以後一年（第十條第一項の規定による停止命令があつた場合においては、當該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）以内においてなす場合

分擔する者であつた場合において、自己が引き受けた部分についてなす場合

四 證券業者が顧客の委託に基いてなす場合、但し、その委託が當該證券業者の職務に基く場合は、この限りでない。

第十六條 第四條第一項又は前項の規定に違反して有價證券を取得せしめた者は、これを取得した者に對し當該違反行為に因り生じた損害を賠償する責に任ずる。

第十七條 重要な事項について虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないうる目論見書その他の表示を使用して有價證券を取得せしめた者は、表示が虚偽であり、又は缺けていることを知らずに當該有價證券を取得した者が受けた損害を賠償する責に任ずる。但し、賠償の責に任ぜべき者が、表示が虚偽であり、又は缺けていることを知らず、且つ、相當な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを證明したときは、この限りでない。

第十八條 有價證券届出書のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめるために必要な重要な事實の記載が缺けているときは、左の各號に掲げる者は、當該有價證券を取得した者に對し、連帶して損害賠償の責に任ずる。但し、當該有價證券を取得した者がその取得の申込の際記載が虚偽であり、又は缺けていることを知つていたときは、この限りでない。

一 有價證券届出書の届出者

二 有價證券届出書に署名又は記名押印した者

三 當該發行者である會社の役員候補者としてその氏名がその者の同意を得て有價證券届出書に記載された者

四 技術者、鑑定人その他の専門家（以下専門家という。）であつて、有價證券届出書の作成に關して使用させる資料、報告若しくは鑑定を提供し、又は有價證券届出書の記載の一部が虚偽であることを保證したものとしてその氏名がその者の同意を得て有價證券届出書に記載された者

但し、自己の提供し、又は保證した部分についてはのみ、その責に任ずる。

五 當該有價證券の引受人、但し、第四條第一項の規定による届出がその效力を生じた日以後に當該有價證券の引受人となつた場合においては、有價證券届出書のうち引受人となつた日の現在及びその日以後の記載についてのみ、その責に任ずる。

當該有價證券の發行者が第四條第一項の規定による届出がその效力を生じた日（その日が會社成立の日以前であるときは、會社成立の日以後一年間の損益計算を含む損益計算書を公表した場合においては、その公表の後に當該有價證券を取得した者は、その者が有價證券届出書のうち重要な事項についての虚偽の記載を信じ、又は

券の發行者、當該有價證券の募集又は賣出に際し、目録見書を作成しなければならぬ。

一年以内の日の現在の事實に合致したものでなければならぬ。
前條第三項乃至第六項の規定

の期間、これを算入しない。以下において、なす場合、有價證券の募集又は賣出を

する。但し、當該有價證券を取得した者がその取得の申込の際記載が虚偽であり、又は缺けているこ

有價證券の出書のうち重要な事項についての虚偽の記載を信じ、又は

記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないうる必要を重要な事實の記載が缺けていることを知らないで當該有價證券を取得したことを證明しなければ、前項の規定による賠償を請求することができない。

第十九條 前項の規定により賠償の責に任ずべき者で當該有價證券の發行者以外の者は、左に掲げる事項の一を證明した場合において、同條の規定による賠償の責に任じない。

一 その者が、有價證券出書のうちその者が責に任ずべき部分について出書の効力が生ずる日前に同條第二項第三號に規定する地位を辭し、第三號第四號に規定する同意を撤回し、又は第五號に規定する引受人となる契約を解除し、且つ、その旨及び有價證券出書のうち當該部分について責に任じない旨を書面を以て證券取引委員会及び當該有價證券の發行者に通知したことを

二 その者が、有價證券出書のうちその者が責に任ずべき部分について出書の効力が生じたことを知らなかつた場合において、出書の効力が生じた旨を知つた後遅滞なく、同條第二號第三號に規定する地位を辭し、第三號第四號に規定する同意を撤回し、又は第五號に規定する引受人となる契約を解除し、且つ、その旨及び有價證券出書のうち當該部分について責に任じない旨を書面を以て證券取引

委員会及び當該有價證券の發行者に通知し及び廣告したこと

三 その者が、有價證券出書のうち専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分、専門家がその記載について眞實であることを保證した部分及び公務員の陳述又は公文書に基いて作成された部分のいずれでもない部分について、作成前相當な調査をした上、その記載が眞實であり、又、記載すべき重要な事項及び誤解を生ぜしめないうる必要を重要な事實の記載が缺けていなくかつたと信じ、且つ、信じたことに十分な理由があつたこと

四 専門家が、有價證券出書のうち自己の提出した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分又は自己がその記載について眞實であることを保證した部分について、作成前相當な調査をした上、その記載が眞實であり、又、記載すべき重要な事項及び誤解を生ぜしめないうる必要を重要な事實の記載が缺けていなくかつたと信じ、且つ、信じたことに十分な理由があつたこと

五 その者が、有價證券出書のうちその者以外の専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分又はその者以外の専門家がその記載につ

いて眞實であることを保證した部分について、虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないうる必要を重要な事實の記載が缺けていたこと、又、その部分がその者以外の専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定の内容と異なり、又はこれを十分に表わしていなくかつたことを知らず、且つ、信ずべき十分な理由がなかつたこと

六 その者が、有價證券出書のうち公務員の陳述又は公文書に基いて作成された部分について、虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないうる必要を重要な事實の記載が缺けていたこと、又、その部分が公務員の陳述若しくは公文書の内容と異なり、又はこれを十分に表わしていなくかつたことを知らず、且つ、信ずべき十分な理由がなかつたこと

第二十條 第十八條第一項の規定により賠償の責に任ずべき者は、請求権者が當該有價證券の取得について支拂つた額（當該有價證券の募集價格又は賣出價格に取得した有價證券の数を乗じた額を超えないものとする。）から左の各號の一に掲げる額を控除した額とする。

一 當該有價證券の事實の口頭辯論終結の時における市場價值（市場價值がないときは、その時における處分推定價值）
二 前條の時前に當該有價證券を

處分した場合においては、その處分價值

第十八條第一項の規定により賠償の責に任ずべき者は、當該請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が有價證券出書のうちその者が責に任ずべき部分について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないうる必要を重要な事實の記載が缺けていたことに因つて生ずべき當該有價證券の値下り以外の事情に因り生じたことを證明した場合においては、その全部又は一部については、賠償の責に任じない。

第二十一條 第十八條第一項の規定による賠償の請求権は、請求権者が有價證券出書のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないうる必要を重要な事實の記載が缺けていたことを知つた時、又は相當な注意を以て知ることができた時から一年間、これを行わないときは、消滅する。當該有價證券に關し第四條第一項の規定による出書がその効力を生じた時から三年間（第十條第一項の規定による停止命令があつた場合においては、當該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）これをを行わないときも、また、同様とする。

第二十二條 第十八條第一項各號に掲げる者の名義の株式を實質的に有する等の方法によつてその者を支配する者は同條同項各號に掲げ

る者と連帶して同條の規定による賠償の責に任ずる。但し、支配する者が、その支配を受ける者が賠償の責に任ずべき原因となる事實があることを知らず、且つ、知らなかつたことに十分な理由があつたことを證明したときは、この限りでない。

前項の場合においては、第十八條第一項各號に掲げる者を支配する者は、これを同條同項各號に掲げる者とみなす。

第二十三條 何人も、有價證券に關し第四條第一項の規定による出書があり、且つ、その効力が生じたこと又は第十條第一項の規定による停止命令が解除されたことを以て、證券取引委員会が當該出書に係る有價證券出書の記載が眞實且つ正確であり若しくはそのうちに重要な事項の記載が缺けていないことを認定し、又は當該有價證券の價值を保證若しくは承認したものであるとみなすことができない。何人も、前項の規定に違反する表示をすることができない。

第二十四條 第四條第一項の規定による出書がその効力を生じた有價證券の發行者は、事業年度ごとに、證券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて證券取引委員会規則で定める様式により、當該有價證券に關する報告書を作成し、毎事業年度經過後二箇月以内に、これを證券取引委員会に提出しなければならぬ。

よる報告書について、これを準用する。

第二十五條 有價証券届出書及び前條の規定による報告書は、證券取引委員会規則で定めるところにより、證券取引委員会にこれを備え置き、公衆の縦覧に供しなければならぬ。

有價証券の發行者がその事業上の秘密の保持の必要により前項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを證券取引委員会に申請し、證券取引委員会が當該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

何人も、命令の定める額の手数料を納め、第一項に規定する書類の謄本又は抄本の交付を請求することが出来る。但し、前項の規定により公衆の縦覧に供しない部分については、この限りでない。

第二十六條 證券取引委員会は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、有價証券届出書の届出者若しくは有價証券の引受人その他の關係者に對し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は當該官吏をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十七條 第五條乃至第十四條、第十八條乃至第二十三條及び前二條の規定は、發行者が會社以外の者である場合に、これを準用する。この場合において、必要な事項は、證券取引委員会規則で、これを定める。

第三章 證券業者

第二十八條 證券業は、證券取引委員会に備える證券業者登録原簿に登録された者でなければ、これを營んではならぬ。

證券業を營もうとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を證券取引委員会に提出しなければならない。

- 一 商號
- 二 本店その他の營業所又は代理店
- 三 會社であるときは、その資本金額及び役員の名
- 四 個人であるときは、その者の氏名

前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

- 一 會社であるときは、定款、會社登記簿の謄本、主要株主の氏名又は名稱及びその有する株式の數又はその者のなした出資の金額を記載した書面、役員の名、戸籍謄本及びその者が第三十一條第一號、第二號及び第四號の規定に該當しないことを誓約する書面、直前事業年度の貸借對照表及び損益計算書並びに證券取引委員会規則で定める様式により作成した營業用純資本額に關する調査（以下營業用純資本額調査という。）
- 二 個人であるときは、その者及び法定代理人の履歴書、戸籍謄本及び第三十一條第一號、第二號、第四號及び第五號の規定に該當しないことを誓約する書面並びに營業用純資本額調査

三 代理店があるときは、代理店契約書の寫

前項第一號又は第二號の營業用純資本額調査は、登録申請日前三十日以内の日の現在において作成したものでなければならぬ。

第二十九條 前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第三十一條又は第三十五條の規定により登録を拒否する場合の外、證券取引委員会は、登録申請書を受理した日から三十日を經過した日又は證券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて當該登録申請者に通知した場合にその期間を經過した日において、證券業者登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

- 一 商號
- 二 本店その他の營業所又は代理店
- 三 會社であるときは、その資本金額及び役員の名
- 四 個人であるときは、その者の氏名

第三十條 證券取引委員会は、前條の規定による登録をした場合においては、遲滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から三十日以内に、命令の定めるところにより登録手数料を納め、且つ、營業保證金を供託しなければならない。

登録申請者は、營業保證金の供託をしたときは、遲滞なく供託受領證の寫を添附して、その旨を證券取引委員会に届け出なければならない。

登記申請者は、登録手数料を納め、且つ、營業保證金を供託したときは、遲滞なくその旨を證券取引委員会に届け出なければならない。

七 他の證券業者が既に使用する商號と同一の商號を當該證券業者の許諾を得ないで使用しようとする者

第三十二條 證券業者は、第二十八條第二項各號に掲げる事項について變更があつたときは、遲滞なくその旨の變更届出書を證券取引委員会に提出しなければならない。

前項の場合においては、その變更を證する書面を變更届出書に添附しなければならない。但し、その變更が本店及び支店以外の營業所又は代理店の名稱又は所在の場所に關するものであるときは、この限りでない。

第一項の規定による變更の届出が、あらたに就任した役員に係るものであるときは、當該役員の履歴書、戸籍謄本及びその者が第三十一條第一號、第二號及び第四號の規定に該當しないことを誓約する書面を、あらたに代理店を設置したことに係るものであるときは、當該代理店契約書の寫を變更届出書に添附しなければならない。

第二十九條、第三十條第一項及び前條の規定は、第一項の規定による變更の届出について、これを準用する。

第三十三條 證券業者は、あらたに支店その他の營業所を設置した場合において、證券取引委員会から變更の通知を受けたときは、通知を受けた日から三十日以内に、當該營業所についての營業保證金を供託しなければならない。

第三十條第三項乃至第五項の規定は、前項の場合において、これを準用する。

六 會社でその役員のうち第一號乃至第四號の一に該當する者のあるもの

項は、證券取引委員会規則で、これを定める。

第四條及び第五條の規定は、該當しないことを誓約する書面並びに營業用純資本額調書

領證の寫を添附して、その旨を證券取引委員会に届け出なければならぬ。

六 會社その他の役員のうち第一號乃至第四號の一に該當する者のあるもの

第三十條第三項乃至第五項の規定は、前項の場合において、これ

を準用する。

第三十四條 證券業者の負債總額のその營業用純資本額に對する比率は、證券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて二十倍の限度内において證券取引委員会規則で定める率を超えてはならない。

前項の規定において、營業用純資本額は左の一に掲げる資産の合計金額から左の二に掲げる負債の合計金額を控除した額とし、負債總額は左の二に掲げる負債の合計金額とする。

一 資産

イ 現金

ロ 預け金
ハ 所有有價證券（借入金の擔保に供している國債證券及び地方債證券を除く。）

ニ 貸付有價證券

ホ 預け有價證券

ヘ 保管有價證券

ト 營業保證金、會員信託金その他の保證金

チ 有價證券の賣買その他の取引に因り生じた顧客に對する貸渡高

リ 貸付金

ヌ 未収入金

ル その他土地、建物、備品器具、營業權その他の固定資産を除き證券取引委員会規則で定める資産

二 負債

イ 借入金（土地、建物その他の固定資産、國債證券又は地方債證券を擔保とするものを除く。）

ロ 借入有價證券

ハ 預り有價證券

ニ 有價證券の賣買その他の取引に因り生じた顧客に對する借渡高

ホ 預り金

ヘ 未拂金

ト その他證券取引委員会規則で定める負債

前項の資産及び負債の評價基準は、證券取引委員会規則で、これを定める。

第三十五條 證券取引委員会は、登録申請者の負債總額のその營業用純資本額に對する比率が前條第一項の規定により證券取引委員会規則で定める率を超える場合においては、登録申請者に通知して審問を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

第三十六條 證券取引委員会は、第三十一條又は前條の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なく理由を示しその旨を登録申請者に通知しなければならない。

第三十七條 證券業者は、營業を開始したときは、遅滞なくその旨を證券取引委員会に届け出なければならない。

第三十八條 證券取引委員会は、證券業者が證券業を営むことができることとなつた日から三箇月以内に營業を開始しないとき、又は引續き三箇月以上その營業を休止したときは、當該證券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消すことができる。

第三十九條 證券取引委員会は、證券業者が第三十一條第一號、第二號又は第四號乃至第七號の一に該當することとなつたとき、又は登録當時同條各號の一に該當していたことが發見されたときは、當該證券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消さなければならない。

證券取引委員会は、不正の手段により第二十九條の規定による登録を受けた者のあることを發見したときは、當該證券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消すことができる。

第四十條 證券取引委員会は、證券業者の負債總額のその營業用純資本額に對する比率が第三十四條第一項の規定により證券取引委員会規則で定める率を超えることとなつたときは、當該證券業者に通知して審問を行つた後、理由を示しその營業の停止を命じなければならない。

前項の場合において、當該證券業者が六箇月以内に第三十四條の規定に適合することとなつたときは、證券取引委員会は、前項の規定による命令を取り消さなければならない。

第一項の場合において、當該證券業者が六箇月以内に第三十四條の規定に適合することとならないときは、證券取引委員会は、當該證券業者に通知して審問を行つた後、當該證券業者の登録を取り消さなければならない。

第四十一條 第三十條第二項に規定する營業保證金の額は、當該證券業者の本店については十萬圓、支店その他の營業所については營業所ごとに五萬圓とする。

營業保證金は、證券取引委員会規則で定めるところにより、國債證券を以て、これに充てることができる。

營業保證金の供託は、當該證券業者の本店の所在地を管轄する供託所に、これをしなければならぬ。

證券業者と證券業に關し取引をした者は、その取引に因り生じた債權に關し、營業保證金について、他の債權者に先だち排濟を受ける權利がある。

第四十二條 證券業者又はその代理店は、營業所又は代理店ごとに、その見易い箇所に、證券取引委員会規則で定める標識を掲げなければならない。

第四十三條 證券業者が同一の箇號により證券業以外の營業を営もうとするときは、證券取引委員会の承認を受けなければならない。

前項の場合において、證券取引委員会は、當該證券業者が證券業以外の營業を営むことに因りその支拂能力が薄弱となりその他投資者の保護に缺けることとなる虞があると認めるときは、當該證券業者に通知して審問を行つた後、理由を示し前項の承認を與えないことができる。

第四十四條 證券業者は、その代理店がその證券業者のためなした有價證券の賣買その他の取引の取扱につき損害を與えた者に對し、その損害を賠償する責に任じなければならない。

第四十五條 證券業者は、社債募集の受託會社となることができる。

證券業者は、他の法律の規定にかかわらず、すべて引受人となることができる。

第四十六條 證券業者は、顧客から有價證券の取引に關する注文を受けたときは、豫めその者に對し自己がその相手方となつて當該賣買を成立せしめるか、又は媒介し、取次し、若しくは代理して當該賣買を成立せしめるかの別を明かにしなければならない。

第四十七條 證券業者は、有價證券に關する同一の賣買について、その本人となつると同時に、その相手方の取次をなす者又は代理人となることができない。

第四十八條 證券業者は、有價證券の賣買その他の取引が成立したときは、遅滞なく、證券取引委員会規則で定める様式により、賣買報告書を作成し、これを顧客に交付しなければならない。

第四十九條 證券業者が有價證券の賣買その他の取引についてその顧客に供與することができる信用の額は、當該取引に係る有價證券の時價に證券取引委員会の申出により大蔵大臣の定める率を乗じた額を超えてはならない。

前項の規定により大蔵大臣の定める率は百分の五十五を超えてはならない。

前二項に規定するものの外、信用の供與に關して必要な事項は、證券取引委員会規則で、これを定める。

第五十條 前條の規定により有價證券の賣買その他の取引について信用

を供與する者は、大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて定めるところにより、信用供與に關する報告書を大蔵大臣に提出しなければならぬ。

前項の規定により報告書を提出しなければならぬ者が報告書を提出せず、又はその中に記載すべき事項を十分に記載しなかつた場合においては、大蔵大臣は、同項の規定による報告書に記載すべき事項について必要な資料を得るため、必要な報告を徴し、又は當該官吏をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第五十一條 證券業者は、證券取引委員會規則で定めるところに違反して、顧客の書面による同意を受けないうで、その者から預託を受け、又はその計算において自己が占有する有價證券をその他の者の有價證券と混同して擔保に供してはならない。

證券業者は、顧客に對する債權の擔保として占有している有價證券を當該債權の額を超える額の債務の擔保に供してはならない。

第五十二條 證券業者の營業年度は、四月から九月まで及び十月から翌年三月までとする。

第五十三條 證券業者は、營業年度ごとに、證券取引委員會規則で定める様式により、營業報告書を作成し、毎營業年度經過後二箇月以内に、これを證券取引委員會に提出しなければならない。

證券取引委員會は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、證券業者に對し、證券取引委員會の指示するところに従い前項の營業報告書の全部又は一部を新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

第五十四條 證券業者は、左の各號の一に該當する場合においては、遲滞なくその旨を證券取引委員會に届け出なければならない。

一 一定款又は組織を変更したとき
二 本店その他の營業所を休止し若しくは再開したとき、又は代理店が代理店としての營業を休止し若しくは再開したとき

三 證券業以外の營業を廢止したとき
四 代理店契約の變更があつたとき
五 第三十一條第一號、第二號又は第四號乃至第六號の一に該當することとなつたとき

六 負債總額のその營業用純資本額に對する比率が第三十四條第一項の規定により證券取引委員會規則で定める率を超えたとき

店契約書の寫を、届出に際して證券取引委員會に提出しなければならない。

第五十五條 證券取引委員會は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、證券業者に對しその營業若しくは財産に關し參考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は當該官吏をして當該證券業者の營業若しくは財産の狀況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第五十六條 證券業者は、その使用人を、自己の營業所以外の場所において有價證券の募集若しくは賣買又は有價證券市場における賣買取引の委託の勤務に従事せしめようとするときは、その使用人（以下有價證券外務員という。）について、左に掲げる事項を證券取引委員會に届け出なければならない。

一 氏名及び生年月日
二 住所
三 有價證券外務員の業務に従事したことの有無、従事したことのある者については、その所屬した證券業者の氏名又は名稱及び従事した期間

證券業者は、前項第一號及び第二號に掲げる事項について變更があつた場合においては、遲滞なくその旨を證券取引委員會に届け出なければならない。

證券業者は、その有價證券外務員との雇傭關係が消滅したとき、又はその有價證券外務員をその業務に従事せしめなくなつたときは、遲滞なくその旨を證券取引委員會に届け出なければならない。

に届け出なければならない。

第五十七條 證券取引委員會は、證券業者の營業又は財産經理の狀況に照らし、その支拂能力が薄弱であるか、又は薄弱となる虞がある場合において公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、當該證券業者に通知して審問を行つた後、理由を示し、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその營業の停止を命ずることができる。

第五十八條 何人も、左の各號の一に掲げる行為をしてはならない。

一 有價證券の賣買その他の取引について、不正の手段、計畫又は技巧をなすこと
二 有價證券の賣買その他の取引について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生ぜしめないために必要な重要な事實の表示が缺けていた文書その他の表示を使用し金銭その他の財産を取得すること

三 有價證券の賣買その他の取引を誘引する目的を以て、虚偽の相場を利用すること
第五十九條 證券取引委員會は、證券業者又はその役員が法令又は法令に基いてする行政官廳の處分に違反した場合においては、その者に通知して審問を行つた後、理由を示し、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその營業の停止を命じ若しくは役員解任を命ずることができる。

第六十條 第三十六條の規定は、證券取引委員會が第三十條第五項、第三十八條、第三十九條、第四十條第三項、第五十七條又は前條の規定により登録を取り消した場合に、これを準用する。

第六十一條 有價證券の引受人となつた證券業者は、當該有價證券を賣却する場合において、引受人となつた日から六箇月を経過する日までは、その買主に對し買入代金につき貸付その他信用の供與をしてはならない。

第六十二條 證券業者が左の各號の一に掲げる場合に該當することとなつたときは、當該各號に掲げる者は、遲滞なくその旨を證券取引委員會に届け出なければならない。

一 會社が合併に因り消滅した場合においては、その業務を執行する役員であつた者
二 會社が合併又は破産以外の事由に因り解散した場合においては、その清算人
三 個人が死亡した場合においては、その相続人

四 證券業を廢止した場合においては、證券業者であつた個人又は證券業者であつた會社の業務を執行する役員

第六十三條 證券取引委員會は、左の各號に掲げる場合においては、證券業者登録原簿につき、當該證券業者に關する登録を抹消する。

一 第三十條第五項、第三十八條、第三十九條、第四十條第三項、第五十七條又は第五十九條の規定により證券業者の登録を取消した場合
二 前條の規定による届出があつた場合

第五十二條 證券業者の營業年度は、四月から九月まで及び十月か

があつたことを知るに足る書面を、第四號の場合においては代理

券取引委員會が第三十條第五項、第三十八條、第三十九條、第四十

二 前條の規定による届出があつた場合

三 證券取引委員會が前條各號に掲げる場合に該當するものと認めて、當該各號に掲げる者に通知して審問を行つた後、その事實を確認した場合

第三十六條の規定は、前項第三號に規定する事由に因り登録を抹消した場合に、これを準用する。

第六十四條 第三十條第五項、第三十八條、第三十九條、第四十條第三項、第五十七條又は第五十九條の規定により證券業者の登録が取り消された場合及び前條第一項第二號又は第三號に規定する事由に因り證券業者の登録が抹消された場合において、當該證券業者であつた者又はその一般承継人は、當該證券業者がなした有價證券の賣買その他の取引を結了しなければならぬ。この場合において、當該證券業者であつた者又はその一般承継人は、その賣買その他の取引の結了の目的の範囲内において、なおこれを證券業者とみなす。

前項の規定は、證券業者が第四十條第一項、第五十七條、第五十九條又は第六十七條の規定により營業の停止を命ぜられた場合に、これを準用する。

第六十五條 銀行、信託會社その他證券取引委員會規則で定める金融機關は、第二條第八項各號に掲げる行為をなすことを營業としてはならない。但し、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有價證券の賣買をなし、又は銀行、信託會社その他證券取引委員會規則で定める金融機關が他の法律の定めるところにより投資

の目的を以て有價證券の賣買をなすのは、この限りでない。

前項の規定は、國債證券、地方債證券並びに政府が元本の償還及び利息の支拂について保證している社債券その他の債券について、これを適用しない。

第六十六條 何人も、證券取引委員會規則で定めるところに違反して、割賦販賣の方法により有價證券を賣付け、又は顧客から豫め代金に充てるべき資金を預り若しくは借り受けておき後に有價證券を賣付けるときを營業としてはならない。但し、當該資金を顧客のために信託會社に信託する場合は、この限りでない。

第四十條 證券業者が有價證券の賣買その他の取引を公正ならしめ、且つ、投資者の保護に資する目的を以て團體を組織したときは、當該團體は證券取引委員會に備える證券業者協會登録原簿に登録を受けることができる。

前項の登録を受けようとするときは、當該團體の代表者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を證券取引委員會に提出しなければならない。

一 名稱
二 事務所の所在の場所
三 役員及び協會員の氏名又は名稱
前項の登録申請書には、當該團體の定款その他の規則を添附しなければならない。

文字を用いなければならない。

第一項の登録を受けた團體以外の者は、その名稱のうち證券業者協會と同一の文字を用いてはならない。

第六十八條 前條規定による登録の申請があつた場合においては、第六十九條の規定により登録を拒否する場合の外、證券取引委員會は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は證券取引委員會が三十日に満たない期間を定めて當該登録申請者に通知した場合に、その期間を経過した日において證券業者協會登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

一 名稱
二 事務所の所在の場所
三 役員及び協會員の氏名又は名稱
四 登録年月日

證券取引委員會は、前項の規定による登録をした場合において、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

第六十九條 證券取引委員會は、第六十九條の規定による登録の申請があつた場合において、左の各號の一に該當するものがあると認めるとき、又は登録申請書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり若しくは重要な事實の記載が缺けていたときは、登録申請者に通知して審問を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

二 役員のうち第三十一條第一號乃至第五號の一に該當する者のあるとき

第三十六條の規定は、前項の規定による登録の拒否について、これを準用する。

第七十條 證券業者協會の代表者は、第六十七條第二項各號に掲げる事項について變更があつたときは、遅滞なくその旨の變更届出書を證券取引委員會に提出しなければならない。

前二條の規定は、前項の規定による變更の届出について、これを準用する。

第七十一條 證券業者協會の定款には、左に掲げる趣旨の規定を設けなければならない。

一 有價證券の賣買その他の取引を公正ならしめ、且つ、投資者の保護に資することを目的とすること
二 詐欺行為、相場を操縦する行為又は不當な手数料若しくは費用の徴収その他の不當な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することとすること
三 證券業者の地理的條件又は業務の種類に關する特別の事由により、證券取引委員會の承認を受けて協會の加入を制限する場合の外、證券業者は何人も協會員として加入することができること
四 法令、法令に基いてする行政官廳の處分若しくは證券業者協會若しくは證券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に違反する行為をなして

有價證券の賣買その他の取引の停止を命ぜられ、又は證券業者協會若しくは證券取引所から除名の處分を受けたことのある者について、その者が協會員として加入することを拒否し、又はその者が協會員である場合においては、これを除名することができること

五 協會員が法令、法令に基いて行政官廳の處分若しくは當該證券業者協會の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に違反した場合においては、除名その他の制裁を加えられるものであること

六 定款その他の規則の變更、役員その他の重要な事項に關する協會員の議決権を保障するものであること

七 經費は、これを協會員に公正に分擔させること

第七十二條 證券業者協會の定款の變更又はその他の規則の作成、變更若しくは廢止があつた場合においては、證券業者協會の代表者は、遅滞なくその旨を證券取引委員會に届け出なければならない。

第七十三條 證券取引委員會は、證券業者協會が證券業者に対し協會員として加入することを拒否し、又は協會員に對し除名その他の制裁を加えた場合においては、その職權により又は當該證券業者若しくは當該協會員の申請により、當該處分を審査することができる。

い。但し、證券取引委員會規則で六十日を超える期間を定めた場合においては、その期間内においてこれをなすことができる。

證券取引委員會は、第一項の規定による審査をする場合においては、一切の關係事項を考慮して審問を行った後、理由を示し同項の規定による處分を承認し、又はその變更若しくは取消を命じなければならぬ。

證券取引委員會は、第一項の規定による審査を開始したときは、その旨を當該證券協會に通知しなければならぬ。

前項の規定による通知があつたときは、第三項の規定により處分がある日まで證券協會の第一項の規定による處分の効力は停止せらるものとす。

第七十四條 證券取引委員會は、證券協會の定款その他の規則について、證券協會に對し通知して審問を行った後、理由を示し有價證券の買入その他の取引の公正を確保し、又は投資者を保護するために必要且つ適當であると認める變更を命ずることができる。

第七十五條 證券取引委員會は、左の各號の一に該當する場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、證券協會に通知して審問を行った後、理由を示し當該各號に掲げる處分をすることができる。

一 證券協會が法令に基き行政官廳の處分に違反した場合においては、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の停止を命ずること

二 證券協會の協會員が法令又は法令に基き行政官廳の處分に違反した場合においては、當該協會員を除名すべき旨を當該證券協會に命ずること

三 證券協會の役員が當該證券協會の定款その他の規則の實施を怠り、又はその職權を濫用した場合においては、當該役員を解任すべき旨を當該證券協會に命ずること

第七十六條 證券取引委員會は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、證券協會に對しその業務若しくは財産に關し參考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は當該官吏をして當該證券協會の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物依を検査させることができる。

第七十七條 證券協會が解散したときは、その代表者であつた者は、連帶なくその旨を證券取引委員會に届け出なければならぬ。

第七十八條 證券取引委員會は、證券協會の登録を取り消した場合又は前條の規定による届出があつた場合においては、證券協會登録原簿につき、當該證券協會に關する登録を抹消する。

第七十九條 證券協會が共同の目的を以て團體を組織したときは、當該團體は證券取引委員會に備える證券協會連合會登録原簿に登録を受けることができる。

前項の登録を受けた團體は、その名稱のうちに證券協會連合會

という文字を用いなければならない。

第一項の登録を受けた團體以外の者は、その名稱のうちに證券協會連合會と同一の文字を用いてはならない。

第六十七條第二項第三項及び第六十八條乃至前條の規定は、證券協會連合會に、これを準用する。

第五節 證券取引所
第一節 設立及び組織
第八十條 證券取引所は、法人とする。

證券取引所は、會員組織とする。

第八十一條 證券取引所は、證券業者でなければ、これを設立することができない。

證券業者は、證券取引所を設立しようとするときは、證券取引委員會に備える證券取引所登録原簿に登録を受けなければならない。

第八十二條 前條第二項の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を證券取引委員會に提出しなければならない。

二號、第四號及び第五號の規定に該當しないことを誓約する書面

三 會員の氏名又は名稱、本店その他の營業所又は代理店の名稱及び所在の場所を記載した書面並びに登録申請日前三十日以内の日の現在における營業用純資本額調査

第八十三條 前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第八十五條の規定により登録を拒否する場合の外、證券取引委員會は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は證券取引委員會が三十日に満たない期間を定めて當該登録申請者に通知した場合においては、その期間を経過した日において、證券取引所登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

一 名稱
二 事務所及びその開設する有價證券市場の所在の場所
三 役員及び會員の氏名又は名稱
四 登録年月日

證券取引委員會は、前項の規定による登録をした場所において、連帶なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

第八十四條 證券取引所は、第八十二條第一項各號に掲げる事項について變更があつたときは、連帶なくその旨の變更届出書を證券取引委員會に提出しなければならない。

前項の規定による變更の届出があつたに會員となつた者に係るものであるときは、その者の氏名又は名稱、本店その他の營業所又は

代理店の名稱及び所在の場所を記載した書面並びにその者が會員となつた日の現在における營業用純資本額調査を、あつたに就任した役員に係るものであるときは、當該役員に係るものであるときは、その者が第三十一條第一號、第二號、第四號及び第五號の規定に該當しないことを誓約する書面を變更届出書に添附しなければならない。

前條及び第八十五條の規定は、第一項の規定による變更の届出について、これに準用する。

第八十五條 證券取引委員會は、第八十二條の規定による登録の申請があつた場合において、左の各號の一に該當するものがあると認めるとき、又は登録申請書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり若しくは重要な事實の記載が缺いていないときは、登録申請者に通知して審問を行った後、その登録を拒否しなければならない。

一 定款業務規程又は受託契約率則の規定が法令に違反し、又は有價證券市場における買入取引の公正を確保し、且つ、投資者を保護するために十分でないとき

二 役員のうち第三十一條第一乃至第五號の一に該當する者のあるとき

三 當該證券取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものでないとき

第三十六條の規定は、前項の規定による登録の拒否について、これを準用する。

三 當該證券取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものでないとき

官廳の處分に違反した場合においては、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその登録を受けることができる。

二 役員は、前項の登録を受けた團體は、その名稱のうちに證券業協會連合會

準則
二 役員は、前項の登録を受けた者に係るものであるときは、その者の氏名又は名稱、本店その他の營業所又は

第三十六條の規定は、前項の規定による登録の拒否について、これを準用する。

第八十六條 證券取引所は、その目的を達成するために直接必要な業務の外、これを營むことができない。

第八十七條 證券取引所は、二以上の有價證券市場を開設してはならない。

第八十八條 證券取引所の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名稱

三 事務所の所在地及び有價證券市場を開設する地

四 基本金及び出資に關する事項

五 會員に關する事項

六 會員信託金に關する事項

七 經費の分擔に關する事項

八 役員に關する事項

九 會議に關する事項

十 業務の執行に關する事項

十一 上場有價證券に關する事項

十二 會計に關する事項

十三 公告の方法

證券取引所は、その定款を變更したときは、遅滞なくその旨を證券取引委員會に届け出なければならない。

款において、會員の營業用純資本額の最低額を定めることができる。

會員の營業用純資本額が前項の規定により證券取引所の定め額を下ることとなつたときは、證券取引所は、その者の有價證券市場における買収取引を停止し、且つ、その旨を證券取引委員會に通知しなければならない。

前項の場合において、當該會員の營業用純資本額が六箇月以内に第一項の規定により證券取引所の定める額以上に回復したときは、證券取引所は、前項の規定による買収取引の停止を解除しなければならない。

第二項の場合において、會員の營業用純資本額が六箇月以内に第一項の規定により證券取引所の定める額以上に回復しないときは、證券取引所は、當該會員を除名しなければならない。

第三十四條第二項及び第三項の規定は、前四項の營業用純資本額に、これを準用する。

第九十二條 會員は、定款の定めるところにより、出資をしなければならない。

會員の證券取引所に對する責任は、定款の定める經營負擔の外、その出資額を限度とする。

第九十三條 會員の持分は、定款の定めるところにより、證券取引所の承認を受け、當該會員が脱退しようとするときに限り、これを譲り渡すことができる。

第九十四條 會員は、定款の定めるところにより、證券取引所の承認

を受けて脱退することができる。

第九十五條 前條に規定する場合の外、會員は、左の事由によつて脱退する。

一 會員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

第九十六條 會員が脱退したときは、證券取引所は、定款の定めるところにより、その持分を拂ひ戻さなければならない。

第九十七條 會員は、定款の定めるところにより、證券取引所に對し、會員信託金を預託しなければならない。

會員信託金は、國債證券、地方債證券又は當該證券取引所において上場する社債券若しくは株券のうち證券取引所が證券取引所委員會の承認を受けて指定するものを以て、これに充てることができる。

前項の有價證券の代用價額は、證券取引委員會規則で定めるところにより算出した價額を超えてはならない。

會員に對して有價證券市場における買収取引の委託をした者は、その委託に因り生じた債權に關し、當該會員の會員信託金について、他の債權者に先だち排濟を受ける權利がある。

第九十八條 證券取引所は、その定款において、法令、法令に基いてする行政官廳の處分若しくは當該證券取引所の定款、業務規程、受託契約規則その他の規則に違反し、又は取引の信義則に違反する行為をなした會員に對し、十萬圓以下

の過怠金を課し、その者の有價證券市場における買収取引の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

第九十九條 會員が脱退した場合においては、證券取引所は、定款の定めるところにより、本人若しくはその一般承継人又は他の會員をして、その有價證券市場においてなした買収取引を終了させなければならない。

この場合において、本人又はその一般承継人は、その買収取引の終了の目的の範圍内において、なおこれを會員とみなす。

前項の規定により證券取引所が他の會員としてその買収取引を終了させるときは、本人又はその一般承継人と他の會員との間に、委託契約が成立していたものとみなす。

第三節 管理

第一百條 證券取引所に、左の役員を置く。

理事長 一人

理事 二人以上

監事 二人以上

役員は、定款の定めるところにより、會員が、これを選舉する。

第三十一條第一號乃至第五號の規定に該當する者は、役員となることができる。

第一百一條 理事長は、證券取引所を代表し、その事務を總理する。

理事は、定款の定めるところにより、證券取引所を代表し、理事を補佐して證券取引所の事務を掌理し、理事長事故あるときはその職務を代理し、理事長候員のときはその職務を行う。

監事は、證券取引所の事務を監督する。

第一百二條 役員が第三十一條第一號乃至第五號の一に該當することとなつたときは、その職を失う。

役員は、二以上の證券取引所の役員の地位を占めてはならない。

第一百三條 證券取引委員會は、不正の手段により役員となつた者のあることを發見したとき、又は役員が法令若しくは法令に基く行政官廳の處分に違反したときは、當該役員に通知して審問を行つた後、證券取引所に對し理由を示し當該役員の解任を命じなければならない。

第一百四條 證券取引委員會は、理事又は監事の職務を行つた者でない場合において、必要があるとき、委託契約が成立していたものとみなすことができる。

第一百五條 證券取引所は、左の方法による外、會員信託金として預託を受けたものを運用することができる。

一 國債又は地方債の買入

二 銀行への預け金又は郵便貯金

三 證券取引委員會規則で定めるところによる信託會社へなす金錢信託

第一百六條 證券取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知得した秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。

買取引は、當該有價證券市場を開
設する證券取引所の會員に限り、
これをなすことができる。

第百八條 證券取引所は、その業務
規程において、左に掲げる事項に
關する細則を定めなければならない。

一 買賣取引の種類及び期限

二 立會の開閉

三 立會の停止

四 買賣取引の契約の締結の方法

五 受渡その他の決済方法

六 前各號に掲げる事項の外買賣
取引に關し必要な事項

證券取引所は、その業務規程を
變更したときは、遅滞なくその旨
を證券取引委員會に届け出なけれ
ばならない。

第百九條 證券取引所は、臨時に立
會を開閉し又は停止し若しくは停
止を解除したときは、遅滞なくそ
の旨を證券取引委員會に届け出な
ければならない。

第百十條 證券取引所は、第百十三
條に規定する場合の外、有價證券
の發行者の申請により當該證券取
引所に登録した有價證券に限り、
これを買賣取引のため上場するこ
とができる。

第百十一條 有價證券の發行者が、
前條の規定による申請をしようとし
るときは、左に掲げる事項を記載
した登録申請書を當該證券取引
所に提出するとともに、その寫を
證券取引委員會に提出しなければ
ならない。

一 目的及び名稱
二 資本又は出資に關する事項
三 事業

四 當該有價證券及びその者の發
行するその他の有價證券の銘柄、
券面額及び發行數

五 當該有價證券及びその者の發
行するその他の有價證券の登録
申請日前三箇年以内における募
集又は賣出の條件

六 役員、主要株主及び當該有價
證券の引受人が所有する當該有
價證券の數

七 當該有價證券の分布状況

八 役員その他の者（使用人を除
く。）に對し申請日前一箇年間に
おいて支拂つた報酬の總額及び
同期間内において合計二十萬
圓を超える報酬を受けた者があ
るときは、その氏名及び報酬の
額

前項第七號に掲げる事項は、證
券取引委員會規則で定めるところ
により、これを記載しなければな
らない。

第一項の規定による登録申請書
には、左に掲げる事項を添附しな
ければならない。

一 定款

二 最近三事業年度の貸借對照
表

三 最近三事業年度の損益計算書
證券取引委員會は、必要がある
と認めるときは、第一項の規定
による登録申請書に記載すべき
事項を追加し、又は省略するこ
とを證券取引委員會規則で定め
ることができる。

第百十二條 證券取引所は、前條の
規定による登録申請書を受理した
場合においては、定款の定めると
ころにより審査した後、適當と認
めるものについて登録しようとし
るときは、その旨を證券取引委員
會に届け出なければならない。

證券取引所は、前項の規定によ
り證券取引委員會に届け出た有價
證券については、證券取引委員會
が當該届出を受理した日から三十
日を經過した日又は證券取引委員
會が三十日に滿たない期間を定め
て當該證券取引所に通知した場合
にはその期間を經過した日におい
て、これを登録しなければならない。

前項の規定による登録は、當該
證券取引所に備える上場有價證券
登録原簿に當該有價證券の發行者
の名稱、當該有價證券の銘柄及び
登録年月日を記載して、これを行
う。

第百十三條 證券取引所は、左の各
號の一に該當する有價證券につい
て、證券取引委員會に申請しその
承認を受けた場合においては、前
條第三項の規定による登録をしな
い。これを買賣取引のため上場
することができる。

一 當該證券取引所の所在する都
市町村以外の地に所在する他の
證券取引所に前條第三項の規定
により登録されているもの

二 當該有價證券について第四條
第一項の規定による届出がその
效力を生じているもの 但し、
第二十四條の規定による報告書
が引き續き提出されている場合
に限る。

證券取引委員會は、前項の規定
による申請を受けた場合において
て、當該證券取引所の所在地する
方において當該有價證券が廣く分
布され、且つ、その賣買その他の
取引が繁盛に行われて、これを當
該證券取引所に賣買取引のため上
場することが公益又は投資者保護
のため必要であるということを認
めるのに十分な資料が提出されな
いときは、當該證券取引所に通知
して審問を行った後、理由を示し
前項の承認を與えないことができ
る。

證券取引所は、第一項第一號に
規定する有價證券について、前條
第三項の規定による登録がすべて
抹消された日以後においては、そ
の上場を廢止しなければならない。
第百十四條 證券取引所又は當該證
券取引所に上場されている有價證
券の發行者は、上場有價證券の上
場の廢止については、證券取引委
員會に申請してその承認を受けな
ければならない。

證券取引委員會は、前項の規定
による申請を受けた場合において
て、當該有價證券の上場を繼續す
ることが公益又は投資者保護のた
め必要であると認めるときは、當
該申請者に通知して審問を行った
後、理由を示し同項の承認を與え
ないことができる。

證券取引所に上場されている有
價證券の發行者は、第一項の規定
による承認を受けた場合において
は、その上場の廢止を當該證券取
引所に請求することができる。こ
の場合においては、證券取引所は
その上場を廢止しなければならない。
第百十五條 證券取引所は、第百十
二條第三項の規定による登録をし
た場合、第百十三條第一項の規定
による承認を受けた場合又は同條
第三項若しくは前條の規定により
上場を廢止した場合においては、
遅滞なくその旨を當該有價證券の
發行者に通知しなければならない。

第百十六條 證券取引所は、第百十
二條第三項の規定による登録をし
た有價證券の上場を廢止したとき
は、その備える上場有價證券登録
原簿につき、當該有價證券に關す
る登録を抹消しなければならない。
第百十七條 證券取引所は、その上
場する有價證券について、その賣
買取引を停止し、又は停止を解除
したときは、遅滞なくその旨を證
券取引委員會に届け出なければな
らない。

第百十八條 證券取引所が第百十二
條第三項の規定による登録をした
有價證券の發行者は、事業年度ご
とに、當該證券取引所の定める様
式により、當該有價證券に關する
報告書を作成し、毎事業年度經過
後二箇月以内に、これを當該證券
取引所に提出するとともに、その
寫を證券取引委員會に提出しなけ
ればならない。

第百十九條 證券取引委員會は、證
券取引所が第百十二條第三項の規
定による登録をした有價證券の發
行者がこの法律、この法律に基く
命令又は證券取引委員會規則に違
反した場合において、公益又は投
資者保護のため必要であると認め

二 資本又は出資に関する事項
三 事業

場合においては、定款の定めるところにより審査した後、適當と認め

による申請を受けた場合において、當該證券取引所の所在地する

の上場を廢止しなければならない

反した場合において、公益又は投資者保護のため必要であると認め

るときは、當該發行者に通知して審問を行つた後、當該證券取引所に對し、理由を示し當該有價證券の賣買取引を停止し、又は上場を廢止することを命ずることができ

第二百二十條 第一百條乃至前條の規定は、國債證券、地方債證券又は別な證券取引委員會規則で定める有價證券については、これを適用しない。

第二百二十一條 會員が有價證券市場における賣買取引に基く債務の不履行に因り他の會員に對し損害を與えたときは、その損害を受けた會員は、その損害を與えた會員の會員信託金について、他の債權者に先だち辨済を受ける權利がある。

第九十七條第四項の規定による有價證券市場における賣買取引の委託者の優先權は、前項の優先權に對し、優先の效力を有する。

第二百二十二條 證券取引所は、その開設する有價證券市場における毎日の總賣買取引高及びその上場する有價證券の銘柄別に毎日の賣買取引の成立價格を當該有價證券市場に掲示しなければならない。

證券取引所は、その上場する有價證券の銘柄別に毎日の最高、最低及び最終價格を表示する相場表を毎日公表しなければならない。

第二百二十三條 證券取引所は、證券取引委員會規則で定めるところにより、毎日及び毎月の當該證券取引所の開設する有價證券市場における相場及び賣買取引高報告書を作成し、これを證券取引委員會に

提出しなければならない。

第二百二十四條 第九十九條の規定は、會員の有價證券市場における賣買取引がこの法律又は證券取引所の定款の定めるところにより停止された場合に、これを準用する。

第二百二十五條 何人も、他人をして證券取引所に上場する有價證券の賣買取引が繁盛に行われていないと誤解させる等當該有價證券の賣買取引の状況に關し他人に誤解を生ぜしめる目的を以て、左に掲げる行為をしてはならない。

一 當該有價證券について、その權利の移轉を目的としない假裝の賣買取引をなすこと

二 自己のなす買付と同時に、それと同價格において、他人が當該有價證券を買付けることを豫めその者と通謀の上、當該買付をなすこと

三 自己のなす買付と同時に、それと同價格において、他人が當該有價證券を買付けることを豫めその者と通謀の上、當該買付をなすこと

四 前各號に掲げる行為の委託又は受託をなすこと

何人も、有價證券市場における有價證券の賣買取引を誘引する目的を以て、左に掲げる行為をしてはならない。

二 當該有價證券の相場が自己又は他人の市場操作によつて變動するべき旨を流布すること

三 當該有價證券の賣買取引をなすにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生ぜしむべき表示を故意になすこと

何人も、單獨で又は他人と共同して、證券取引委員會が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて證券取引委員會規則で定めるところに違反して、有價證券の相場を釘付け、固定し、又は安定する目的を以て、有價證券市場における一連の賣買取引又はその委託若しくは受託をしてはならない。

第二百二十六條 前條の規定に違反した者は、當該違反行為に因り形成せられた價格により有價證券市場における當該有價證券の賣買取引又はその委託をなした者が當該賣買取引又は委託につき受けた損害を賠償する責に任ずる。

前項の規定による賠償の請求權は、請求權者が前條の規定に違反する行為があつたことを知つた時から一年間又は當該行為があつたときは、時效によつて消滅する。

第二百二十七條 證券取引委員會は、會員が自己の計算において若しくは顧客から有價證券の賣買取引について賣買の別、銘柄、數及び價格の決定を一任されてその者の計算において行ふ賣買取引を制限し、又は會員のなす適當な數量の賣買取引であつて有價證券市場の秩序を害すると認められるものを

制限するため、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認める事項を證券取引委員會規則で定めることができる。

第五節 有價證券市場における賣買取引の受託

第二百二十八條 會員は、本店若しくは支店その他の營業所又は代理店以外の場所を、有價證券市場における賣買取引の受託の取扱をなす場所としてはならない。

本店以外の營業所又は代理店を有價證券市場における賣買取引の受託の取扱をなす場所としようとするときは、會員は、その所屬する證券取引所の承認を受けなければならない。

證券取引所は、前項の承認をしたときは、遲滞なくその旨を公告しなければならない。

第二百二十九條 有價證券市場における賣買取引の委託を受けた會員又は會員に對する賣買取引の委託を媒介し、取次し若しくは代理することを引き受けた者は、有價證券市場において賣付若しくは買付をせず、又は會員に對しその媒介、取次若しくは代理をしないので、自己がその相手方となつて、賣買を成立せしめてはならない。

會員が前項の規定に違反したときは、證券取引所は、當該會員に對し十萬圓以下の過怠金を課し、その者の有價證券市場における賣買取引を六箇月以下停止し、又はこれを除名しなければならない。

は、その所屬する證券取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

證券取引所は、その受託契約準則において、左に掲げる事項に關する細則を定めなければならない。

一 賣買取引の受託の條件
二 受託その他の決済方法
三 賣買取引の受託についての信用の供與に關する事項
四 委託手数料の料率及び徴收の方法

五 前各號に掲げる事項の外賣買取引の受託に關し必要な事項

證券取引所は、その受託契約準則を變更したときは、遲滞なくその旨を證券取引委員會に届け出なければならない。

第二百三十一條 會員は、有價證券市場における賣買取引の受託について委託者から證券取引所の定める委託手数料を徴しなければならない。

第二百三十二條 會員は、委託を受けた有價證券市場における賣買取引が成立したときは、證券取引委員會規則で定める様式により、賣買報告書を作成し、賣買取引の成立後四十八時間以内に、これを委託者に交付し、又は發送しなければならない。

付をなすこと

二、有價證券の相場が委託當時の相場より騰貴して自己の指値以上となつたときは直ちにその買付をなし、又は有價證券の相場が委託當時の相場より下落して自己の指値以下となつたときには直ちにその賣付をなすべき旨の委託をなすこと

第六節 解散

第百三十四條 證券取引所は、左の事由に因り解散する。

- 一 定款に定めた事由の發生
- 二 總會の決議
- 三 會員の数が五人以下となつたとき
- 四 破産
- 五 證券取引所の登録の取消

前項の場合においては、證券取引委員會は、證券取引所登録原簿につき、當該證券取引所に關する登録を抹消する

第百三十五條 殘餘財産は、定款又は總會の決議により別段の定をする場合の外、平等に、これを會員に分配しなければならぬ。

第百三十六條 民法第六十九條、第七十條、第七十三條乃至第七十六條及び第七十八條乃至第八十三條、商法第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十八條、第二百二十九條、第三百一十一條、第四百十九條及び第四百二十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二、第五百三十三條、第五百三十七條、第五百三十八條の規定は、證券取引所の解散の場合に、これを準

用する。但し、民法第七十條及び第七十四條中「理事」とあるのは、「理事長及び理事」と讀み替へるものとする。

民法第四十四條、第五十四條、第五十七條、第六十條及び第六十一條の規定は、證券取引所の清算人に、これを準用する。

第七節 登記

第百三十七條 證券取引所は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることに因り成立する。

前項に規定する場合を除く外、この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これを以て第三者に對抗することができない。

第百三十八條 設立の登記は、第八十三條第二項の規定による證券取引委員會の通知があつた日から二週間以内、これをしなければならぬ。

設立の登記には、左の事項を掲げなければならぬ。

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所
- 四 證券取引委員會の備える證券取引所登録原簿に登録された年月日
- 五 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- 六 基本金及び拂ひ込んだ出資金額
- 七 出資一口の金額及びその拂込方法
- 八 理事長、理事及び監事の氏名

九 理事に代表権を與えたときは、その代表権の範囲

十 公告の方法

證券取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、從たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならぬ。

第百三十九條 證券取引所の成立後從たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に從たる事務所を設けたことを登記し、その從たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第二項に掲げる事項を登記し、他の從たる事務所の所在地においては同期間内にその從たる事務所を設けたことを登記しなければならぬ。

主たる事務所又は從たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄區域内において、あらたに從たる事務所を設けたときは、その從たる事務所を設けたことを登記することとを以て足りる。

第百四十條 證券取引所が主たる事務所を移轉したときは、舊所在地において二週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては三週間以内に第百三十八條第二項に掲げる事項を登記し、從たる事務所を移轉したときは、舊所在地においては三週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項に掲げる事項を登記しなければならぬ。

同一の登記所の管轄區域内において、主たる事務所又は從たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をすることに足りる。

第百四十一條 第百三十八條第二項に掲げる事項中に變更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、變更の登記をしなければならぬ。

第百三十八條第二項第六號に規定する事項の變更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末の現在により事業年度終了後主たる事務所の所在地においては四週間、從たる事務所の所在地においては五週間以内に、これを行うことができる。

第百四十二條 證券取引所が解散したときは、破産の場合の外、主たる事務所の所在地においては二週間、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならぬ。

第百四十三條 證券取引所は、清算人の就職の日から、主たる事務所の所在地においては二週間、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、左の事項を登記しなければならぬ。

- 一 清算人の氏名及び住所
- 二 清算人で證券取引所を代表しない者があるときは、證券取引所を代表すべき者の氏名
- 三 數人の清算人が共同して證券取引所を代表すべき定があるときは、その定

三十六條第一項において準用する商法第四百二十七條の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならぬ。

第百四十五條 證券取引所の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

各登記所に、證券取引所登記簿を備える。

第百四十六條 證券取引所の設立の登記は、役員全員申請によつて、これをする。

前項の規定する設立の登記の申請書には、定款並びに出資の拂込及び役員選任があつたことを證する書面を添附しなければならぬ。

第百四十七條 第百三十八條第三項の規定による登記は、理事長の申請によつて、これをする。

第百四十八條 證券取引所の從たる事務所の新設、主たる事務所又は從たる事務所の移轉その他第百三十八條第二項に掲げる事項の變更の登記は、理事長又は清算人の申請によつて、これをする。

前項に規定する登記の申請書には、從たる事務所の新設又は登記事項の變更を證する書面を添附しなければならぬ。

第百四十九條 證券取引所の解散の登記は、破産の場合及び第三項に規定する場合の外、清算人の申請によつて、これをする。

百三十六條第一項 第三十七條
及び第三十八條の規定は、證券
取引所の解散の場合に、これを準
用する。

七 出資一口の金額及びその拂込
方法
八 理事長、理事及び監事の氏名

同一の登記所の管轄区域内にお
いて、主たる事務所又は従たる事
務所を置く。

前項の登記にこれを準用する。
第四百四十四條 證券取引所の清算が
終了したときは、清算人は、第百

規定する場合の外、清算人の申請書
によつて、これをする。
前項の規定による登記の申請書

には、解散の事由を證する書面及
び理事長又は理事が清算人でない
場合においては、清算人の資格を
證する書面を添附しなければならない。

證券取引所が證券取引委員會の
登録の取消の處分により解散する
場合における解散の登記は、證券
取引委員會の囑託によつて、これ
をする。

第五百五十條 第四百三十三條の規定に
よる登記は、清算人の申請によつ
て、これをする。

同條第一項の規定による登記の
申請書には、理事長又は理事が清
算人とならない場合においては、
申請人の資格を證する書面を添附
しなければならない。

同條第二項の規定による變更の
登記の申請書には、登記事項の變
更を證する書面を添附しなければ
ならない。

第五百五十一條 第四百四十四條の規定
による登記の申請書には、清算人
が第四百三十六條第一項において準
用する商法第四百二十七條の承認
を得たことを證する書面を添附し
なければならない。

第五百五十二條 登記した事項は、司
法事務局において、遅滞なくこれ
を公告しなければならない。

第五百五十三條 非訟事件手続法第百
四十二條乃至第五百一十一條ノ六及
び第五百五十四條乃至第五百五十七條
の規定は、この法律による登記
に、これを準用する。

つ適用であると認めるときは、證
券取引所に對しその業務若しくは
財産に關し參考となるべき報告若
しくは資料の提出を命じ、又は當
該官吏をして當該證券取引所の業
務若しくは財産の状況若しくは帳
簿書類その他の物件を検査させる
ことができる。

第五百五十五條 證券取引委員會は、
證券取引所が左の各號の一に該當
する場合において、公益又は投資
者保護のため必要且つ適當である
と認めるときは、當該證券取引所
に通知して審問を行つた後、理由
を示し當該各號に掲げる處分をす
ることができる。

一 法令若しくは法令に基いてす
る行政官廳の處分に違反し、又は
會員若しくは當該證券取引所に
上場されてゐる有價證券の發行
者がこの法律、この法律に基
く命令若しくは證券取引委員會
規則又は當該證券取引所の定款
に違反した場合において、これ
らの者に對し法令又は定款を遵
守させるために當該證券取引所
がこの法律、この法律に基く命
令若しくは證券取引委員會規則
又は定款により認められた権能
を行使せずその他必要な措置を
なすことを怠つたときは、その
登録を取り消し、又は一年以内
の期間を定めてその業務の全部
若しくは一部の停止若しくはそ
の業務の一部の禁止を命ずること

保護のため有害であると認め
るときは、十日以内の期間を定め
て賣買取引の全部若しくは一部
の停止を命じ、又は内閣の議を
經て、三箇月以内の期間を定め
てその業務の全部の停止を命ず
ること

第五百五十六條 證券取引委員會は、
證券取引所の定款、業務規程、受
託契約等則その他の規則及び取引
の慣行について、證券取引所に對
し通知して審問を行つた後、理由
を示し有價證券市場における賣買
取引の公正を確保し、又は投資者
を保護するため必要且つ適當であ
ると認める變更その他の處分を命
ずることができる。

第六章 仲介

第五百五十七條 證券取引委員會は、
證券業者のなす有價證券の賣買そ
の他の取引又は會員のなす有價證
券市場における賣買取引に關する
争について、當事者の申立があつ
たときは、その争の解決を図るめ
るため仲介をしなければならない。

第五百五十八條 前條の規定による申
立は、左に掲げる事項を記載した
書面を證券取引委員會に提出し
て、これをしなければならない。

一 申立人の氏名又は名稱、職業
及び住所

二 争の相手方の氏名又は名稱、
職業及び住所

三 申立の趣旨

四 争の實情

五 参考となる書類の表示

六 申立の年月日

第五百五十九條 證券取引委員會は、

前條の規定による申立を受理した
ときは、期日を定めて、申立人及
び相手方の出頭を求め、その意見
を聞いて、仲介を行う。

前項の出頭を求められた當事者
は、自身で出頭しなければならない
。但し、己むを得ない事由があ
る場合においては、證券取引委員
會の承認を受けて、代理人をして
出頭させることができる。

第六十條 證券取引委員會は、仲
介に基く協定案を作成し、争の當
事者に示し、その受諾を勧告す
る。

第六十一條 當事者は、前條の協
定案を受諾したときは、協定書を
作成し、その双方が署名押印した
上、これを證券取引委員會に提出
しなければならない。

第六十二條 當事者が仲介に基く
協定案を受諾したにもかかわらず
ず、その一方が協定を履行しない
ときは、その相手方はその旨を證
券取引委員會に報告するものとす
る。

第六十三條 證券業者又は會員が
仲介に基く協定案を受諾したにも
かかわらず協定を履行しないとき
は、證券取引委員會は、當該證
券業者又は會員に對し、通知して
審問を行つた後、六箇月以内の營
業の停止又は有價證券市場におけ
る賣買取引の停止を命ずることが
できる。

第六十四條 證券取引委員會は、
當事者の一方又は双方が第六十
條の規定による協定案を受諾する
ことを拒否した場合において、公
益又は投資者保護のため必要且つ

適當であるときは、當事者の秘密
を除き仲介の經過及び協定案を理
由を示し公表することができる。

第七章 證券取引委員會

第六十五條 この法律の目的を達
成するため、證券取引委員會を置
く。

證券取引委員會は、大藏大臣の
所轄に屬する。

第六十六條 證券取引委員會は、
委員三人を以て、これを組織す
る。

委員は、學識経験のある者のう
ちから、内閣總理大臣が、これを
命ずる。

委員は、これを一級の官吏とす
る。

第六十七條 委員の任期は、五年
とする。但し、前任者の任期満了
前に補缺任命を受けた委員は、前
任者の殘任期間在任するものとす
る。

委員は、再任されることができ
る。

第六十八條 委員は、左の各號の
一に該當する場合の外、その意に
反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の
宣告を受けた場合

二 懲戒免官の處分を受けた場合

三 禁錮以上の刑又はこの法律に
より罰金以上の刑に處せられた
場合

四 心身の故障のため職務の執行
ができず、又は職務に關して不
當な行爲をなしたと内閣總理大
臣が認めた場合

第六十九條 前條第一號、第三號
及び第四號の場合においては、内

閣議大員は、その委員を罷免しなればならない。

第百七十條 證券取引委員會に委員長を置き、委員のうちから、これを互選する。

委員長は、證券取引委員會の會務を總理し、證券取引委員會を代表する。

證券取引委員會は、豫め委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第百七十一條 證券取引委員會の事務を處理させるため、證券取引委員會に事務局を附設し、政令の定めるところにより所要の職員を置く。

前項の職員は、これを一級、二級又は三級の官吏とする。

事務局の職員の任免及び叙級は、一級及び二級のものについては、内閣總理大臣の推薦により證券取引委員會が行い、三級のものについては、證券取引委員會が行う。

證券取引委員會事務局の内部組織は、證券取引委員會が、これを定める。

第百七十二條 委員の報酬は、別にこれを定める。

委員の報酬は、その意に反してこれを減額することができない。

第百七十三條 證券取引委員會は、この法律を施行するため必要があると認める場合においては、専門家をその囑託として任命することができる。

前項の囑託の報酬は、證券取引委員會が、これを定める。

第百七十四條 證券取引委員會は、その監督の下に、財務局をして、この法律の施行に關する事務の一部を掌らしめることができる。

第百七十五條 委員及び證券取引委員會規則で定める證券取引委員會の職員は、左の各條の一に該當する行為をなすことができない。

一 國會若しくは地方公共團體の議會の議員となり、又は積極的に政治運動をすること
二 内閣總理大臣の許可のある場合の外、報酬のある他の職務に従事すること
三 商業を営みその他金錢上の利益を目的とする業務を行うこと

第百七十六條 委員、證券取引委員會の職員若しくは第百七十四條の規定によりこの法律の施行に關する事務の一部を掌る財務局の職員又はこれらの職にあつた者は、この法律の規定による職務執行に關して知得した秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。

第百七十七條 證券取引委員會は、その職務を行うため必要があると認める場合においては、公聴會を開いて一般の意見を求めることができる。

第百七十八條 證券取引委員會は、この法律の適正な運用を図るため、有價證券に關する調査を公表することができる。

第百七十九條 證券取引委員會は、大藏大臣を経由して、國會に對し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。

證券取引委員會は、大藏大臣を経由して、國會に對し、この法律

の目的を達成するために必要な事項に關し、意見を提出することができる。

第百八十條 證券取引委員會は、この法律の施行のために必要な豫算の作成に關し、必要がある場合は、この意見を内閣に提出することができる。

第百八十一條 證券取引委員會は、この法律を施行し及びこの法律の規定による禁止又は制限を免れる行為を防止するため公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認める事項について、證券取引委員會規則を定め、改正し、又は廢止することができる。

證券取引委員會規則は、官報を以て公布する。

第八章 雜則

第百八十二條 證券取引委員會は、この法律の規定により審問しようとする場合において、審問される者が正當の事由がなくこれに應じないときは、審問を行わないで當該規定に定める處分をすることができ。

證券取引委員會が審問しようとする者に通知する場合において、審問の事項及び期日を明らかにして、これをしなければならぬ。

審問は、すべてこれを公開しなければならない。但し審問される者の業務に關する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

審問は、證券取引委員會の委員

又は證券取引委員會が指定する證券取引委員會の職員が、これを行う。

證券取引委員會は、この法律の規定による審問を行った場合においては、その記録を作成し、これを十年間保存しなければならない。

第百八十三條 證券取引委員會は、第百五十七條の規定による仲介、この法律の規定による審問又は第百八十七條の規定による申立について、必要な調査をするため、左の各條に掲げる處分をすることができ。

一 關係人又は參考人に出頭を命じてその意見を聴取し、又はこれらの者から意見若しくは報告を提出させること
二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること

三 關係人に對し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと
四 當該官吏をして關係人の業務若しくは財産の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させること

第百八十四條 證券業者、證券業協會又は證券取引所若しくはその會員は、この法律の他の規定において定める場合の外、證券取引委員會が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて證券取引委員會規則で定めるところにより、帳簿、計算書、通信文、傳票その他業務に關する書類を作成し、これを保存し、又は業務に關する報告を提出しなければならない。

證券取引委員會は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、當該官吏をして、前項の書類について、證券取引委員會規則で定めるところにより、定時又は臨時に検査をさせることができる。

第百八十五條 第二十六條、第五十條第二項、第五十五條、第七十六條（第七十九條において準用する場合を含む。）、第百五十四條、第百八十三條第四號又は前條第二項の規定により、當該官吏をして検査させる場合においては、これにその身分を示す證券を携帯せなければならない。

當該官吏は、検査に際し、その携帯する證券を検査の相手方に示さなければならない。

第百八十六條 第百八十三條第一號又は第二號の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた參考人又は鑑定人は、命令の定めるところにより、旅費、日當その他の費用を請求することができる。

第百八十七條 裁判所は、緊急の必要があり、且つ、公益及び投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、證券取引委員會の申立により、この法律、この法律に基く命令又は證券取引委員會規則に違反する行為をなし、又はなそうとする者に對し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

裁判所は、前項の規定により發した命令を取り消し、又は變更することができる。

前項の囑託の報酬は、證券取引委員会が、これを定める。

證券取引委員会は、大蔵大臣を經由して、國會に對し、この法律

る。
審問は、證券取引委員会の委員

し、これを保存し、又は業務に關する報告を提出しなければならな

した命令を取り消し、又は變更することができ

前二項に規定する事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。

第一項及び第二項に規定する裁判は、非訟事件手続法により、これを行う。

第百八十八條 證券取引所に上場されている株式の發行會社の役員及び主要株主は、證券取引所が第百十二條第三項の規定による登録をする時の現在においてその有する當該會社の株式の種類及び數に關する報告書を、登録があつた日の後十日以内に證券取引委員会に提出しなければならない。

第百十二條第三項の規定による登録があつた日の後において會社の役員又は主要株主となつた者は、役員又は主要株主となつた日の現在において有する株式の種類及び數に關する報告書を、その日の後十日以内に證券取引委員会に提出しなければならない。

會社の役員又は主要株主は、前二項の規定により報告をした株式の數に異動があつた場合において、その異動に關する報告書を、異動があつた日の屬する月の翌月十日までに證券取引委員会に提出しなければならない。

會社の役員又は主要株主でなくなつた者は、その旨を證券取引委員会に届け出なければならない。

第一項乃至第三項の規定による報告書は、證券取引委員会規則で定める様式により、これを作成しなければならない。

得した秘密を不當に利用すること防止するため、その者が當該會社の株式について、その買付をした後六箇月以内に買付をし、又は賣付をした後六箇月以内に買付をして利益を得た場合においては、當該會社は、その利益を會社に提出すべきことを請求することができ

當該會社の株主が會社に對し前項の規定による請求をなすべき旨を要求した日の後六十日以内に會社が前項の規定による請求をしない場合においては、當該株主は、會社に代位して、その請求を行うことができる。

前二項の規定により會社の役員又は主要株主に對して請求する権利は、利益の取得があつた日から二年間、これを行なわなるときは、消滅する。

前三項の規定は、主要株主が賣付をし若しくは買付をしたいづれかの時期において主要株主でない場合又は證券取引委員会規則で定めるところにより前三項の規定の適用が除外された場合においては、これを適用しない。

第百九十條 會社の役員又は主要株主は、證券取引所に賣買取引のために上場される當該會社の發行する株式の賣付については、當該株式を有しないことをしてはならない。

第百九十一條 何人も、有價證券市場に類似する施設を開設してはならない。

何人も、前項の施設により賣買取引をしてはならない。

第百九十二條 證券取引委員会の處分に不服のある者は、管轄裁判所に對しその取消又は變更の訴を提起することができる。

第百九十三條 證券取引委員会は、この法律の規定により提出される貸借對照表、損益計算書その他の財務計算に關する書類が計理士の監査證明を受けたものでなければならぬ旨を證券取引委員会規則で定めることができる。

第百九十四條 何人も、證券取引委員会が公益及び投資者保護のため必要且つ適當であると認めて證券取引委員会規則で定めるところに違反して、證券取引所に上場されている株式につき、自己又は第三者に議決權の行使を代理させることを勧誘してはならない。

第百九十五條 この法律施行の際現に效力を有する他の法律の規定がこの法律の規定に抵觸する場合においては、この法律の規定が優先する。

第百九十六條 この法律のある規定が無効であるとされた場合においても、この法律の他の規定は、これによつて影響されることはない。

第九章 罰則
第百九十七條 左の各號の一に該當する者は、これを三年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に處する。
一 有價證券の募集、賣出若しくは買入その他の取引のため又は有價證券の相場の変動を圖る目的を以て、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫した者

二 第五十八條、第百二十五條又は第百九十一條第一項の規定に違反した者

三 第八十一條第二項の規定に違反して證券取引所を設立した者
四 第百八十七條の規定による裁判所の命令に違反した者

第百九十八條 左の各號の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。
一 第四條第一項の規定による届出を必要とする有價證券について、その届出の効力が生じていないのに當該有價證券の募集若しくはその取扱又は賣出若しくはその取扱をした者

二 第十五條第一項又は第百九十一條第二項の規定に違反した者
三 第二十八條第一項の規定による登録がないのに證券業を營んだ者
四 第四十條第一項、第五十七條又は第五十九條の規定による停止命令に違反した者

第百九十九條 左の各號に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融機關又は取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、これを一年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。
一 第六十五條第一項の規定に違反したとき
二 第八十七條の規定に違反したとき
三 第百五十五條の規定による停止又は禁止の處分に違反したとき

第二百條 左の各號の一に該當する者は、これを六月以下の懲役又は一萬五千圓以下の罰金に處する。
一 第五條の規定による届出書若しくは添附書類（第二十七條において準用する場合を含む。）又は第七條、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による訂正届出書（第二十七條において準用する場合を含む。）に虚偽の記載をしてこれを提出した者
二 第九條第一項又は第十條第一項の規定による訂正届出書（第二十七條において準用する場合を含む。）を提出しない者
三 第二十八條又は第八十二條の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者
四 第六十六條又は第百二十八條第一項の規定に違反した者
五 有價證券の相場を偽つて公示した者
六 公示若しくは頒布する目的を以て有價證券の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者
七 發行者、引受人又は證券業者の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその發行、分擔又は取扱にかかると有價證券に關し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者
八 前號に掲げる請託をした者

第二百一條 有價證券市場によらな

る。但し、刑法第八十六條の規定の適用を妨げない。

第二百二條 前五條の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

第二百三條 證券取引所の役員（假理事及び假監事を含む。）又は職員が、その職務に關して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、これを三年以下の懲役に處する。

前項の場合において、收受した賄賂は、これを沒收する。その全部又は一部を沒收することができないときは、その價額を追徴する。

第一項の賄賂を供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に處する。

第二百四條 第六條又は第七十六條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

第二百五條 左の各號の一に該當する者は、これを一萬圓以下の罰金に處する。

一 第十三條第五項（第二十七條

において準用する場合を含む。）第十四條第二項（第二十七條において準用する場合を含む。）第十五條第二項、第二十三條第二項（第二十七條において準用する場合を含む。）第三十條第四項（第三十三條第二項において準用する場合を含む。）第五十一條、第六十一條、第二百二十九條第一項、第百

三十三條、第九十條又は第九十四條の規定に違反した者

二 第二十四條、第五十條第一項、第五十三條第一項又は第八十八條の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三 第二十六條（第二十七條において準用する場合を含む。）又は第五十五條の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四 第三十二條の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添附書類を提出した者

五 第三十七條、第五十條第二項、第五十四條第一項又は第八十四條第一項の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六 第四十三條第一項の規定に違反して營業を營んだ者

七 第四十八條又は第三十二條の規定による報告書を交付若しくは發送せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは發送した者

八 第五十三條第二項の規定による命令に違反した者

九 第五十六條第一項の規定に違反して從事させた者

十 第五十六條第二項又は第三項の規定による届出をせず、又は同條の規定による届出について虚偽の届出をした者

十一 第百一十一條の規定による申請書若しくはその寫若しくは添

附書類若しくはその寫を提出せず、又は虚偽の記載をした申請書若しくはその寫若しくは添附書類若しくはその寫を提出した者

十二 第百十八條の規定による報告書若しくはその寫を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくはその寫を提出した者

十三 第百二十七條の規定による證券取引委員会規則に違反した者

十四 第百八十四條第一項の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十五 第二十六條（第二十七條において準用する場合を含む。）第五十條第二項、第五十五條、第七十六條（第七十九條第四項において準用する場合を含む。）第百五十四條、第百八十三條第四項又は第百八十四條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二百六條 左の各號に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一萬圓以下の罰金に處する。

一 第八十四條の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添附書類を提出したとき

二 第八十八條第二項、第百八條第二項又は第百三十條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三 第百五十五條、第百三十三條又は第百四十四條第三項後段の規定に違反したとき

四 第百十條又は第百十三條第一項の規定に違反して上場したとき

五 第百十二條第一項の規定に違反して登録したとき

六 第百十四條第一項の規定に違反して上場を廢止したとき

七 第百十九條の規定による命令に違反したとき

八 第百五十四條の規定による報告書若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告書若しくは資料を提出したとき

第二百七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、第百九十七條第二號第三號、第百九十八條乃至第百二十條、第百二十五條又は前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑を科する。

第二百八條 有價證券の發行者、證券業者若しくは代理店主（これらの者が會社であるときは、役員若しくは支配人）、證券業協會若しくは證券業協會連合會の代表者若しくは役員又は證券取引所の役員（假理事を含む。）若しくは清算人は、左の場合においては、五千圓以下の過料に處する。

一 第四條第三項の規定に違反したとき

二 第三十條第三項、第五十六條第一項乃至第三項、第六十二條、第七十二條、第七十七條、第百九條又は第百十七條の規定に違反して届出を怠つたとき

三 第四十二條の規定に違反したとき

四 第六十七條第二項の規定による登録申請書又は第七十條第一項の規定による變更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五 第七十六條の規定による報告書若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告書若しくは資料を提出したとき

六 第八十九條において準用する民法第五十一條の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七 證券取引所の會員の總會に對し不實の申立をなし、又は事實を隱蔽したとき

八 第百五條の規定に違反したとき

九 第百十五條の規定に違反して通知を怠つたとき

十 第百十六條の規定に違反して登録の抹消を怠つたとき

十一 第百二十二條の規定に違反して揭示し、又は公表することをも怠つたとき

十二 第百二十三條の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三 第百二十八條第二項の規定に違反したとき

十四 第百二十八條第三項、第百三十六條において準用する民法第七十九條第一項第二項又は同法第八十一條第一項の規定に違反して公告をしたとき

十五 第百三十六條において準用

二項において準用する場合を含む。）、第五十一條、第六十一條、第二百二十九條第一項、第百

虚偽の届出をした者
十一 第百十一條の規定による申請書若しくはその寫若しくは添

偽の届出をしたとき
三 第百五條、第百十三條第三項又は第百十四條第三項後段の規定

も、また、前項と同様とする。
第三十條第二項及び第四十條の規定は、前二項の規定により證券業者とみなされた者については、これを適用しない。

反して公告することを怠り又は不正の公告をしたとき
十五 第百三十六條において準用

する民法第七十條第二項又は同法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六 第百三十六條において準用する商法第三十一條に違反して證券取引所の財産を分配したとき

十七 この法律に定める登記をすることを怠つたとき

第二百九條 左の各號の一に該當する者は、これを三千圓以下の過料に處する。

一 第百八十三條第一號の規定による關係人又は參考人に對する處分に違反して、出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした者

二 第百八十三條第二號の規定による鑑定人に對する處分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第百八十三條第三號の規定による物件の所持者に對する處分に違反して、物件を提出しない者

第二百十條 第六十七條第五項又は第七十九條第三項の規定に違反した者（法人であるときは、その代表者）は、千圓以下の過料に處する。

附則

第一條 この法律は、その成立の日から三十日を經過した日からこれを施行する。但し、第二章の規定は、その施行の日から六十日、第六十五條の規定は、その施行の日から六箇月を經過した日から、こ

れを施行する。

第二條 有價證券業取締法、有價證券引受業法及び有價證券割賦販賣業法は、これを廢止する。

第三條 取引所法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

商品取引所法

「取引所」を「商品取引所」に、「物件」（第二十八條を除く。）を「商品」に改める。

第二條、第十一條、第四第二項、第十六條ノ二第二項、第十六條ノ三、第二十二條第一項及び第二十七條乃至第二十九條中「農商務大臣」を「主務大臣」に改める。

第四條ノ二を削る。

第十一條第一項を削り、同條第四項を次のように改める。

合名會社、合資會社又は株式合資會社ニ在リテハ其ノ無限責任社員中、株式會社又は有限會社ニ在リテハ其ノ取締役中前二項ニ該當スル者アルトキハ會員又ハ取引員トナルコトヲ得。

第十一條ノ二第一項中「第二項又ハ第四項」を「又ハ第三項」に改め、同條第二項中「農商務大臣」を「主務大臣」に、「第二項若ハ第四項」を「若ハ第三項」に改め、同條第三項中「第一項、第三項又は第四項」を「第二項又は第三項」に改め、同條第四項中「農商務大臣」を「主務大臣」に、「第一項、第三項若ハ第四項」を「第二項若ハ第三項」に改める。

第十八條中「有價證券ニ在リテハ三箇月、」を削る。

第四條 大藏省官制の一部を次のように改正する。

第一條中「有價證券」を「政府所有及保管有價證券」に改め、「取引所」の下に「（證券取引所ヲ除ク）」を加える。

第七條第六號を次のように改める。

六 取引所（證券取引所ヲ除ク）ニ關スル事項

第五條 この法律施行前になした行為に對する罰則の適用については、舊有價證券業取締法、舊有價證券引受業法及び舊有價證券割賦販賣業法並びに附則第三條の規定による改正前の取引所法は、この法律施行後も、なおその效力を有する。

第六條 舊有價證券業取締法、舊有價證券引受業法、舊有價證券割賦販賣業法又は日本證券取引所法の規定により免許を取り消された者は、第三十一條の規定の適用については、これをこの法律の規定により證券業者の登録を取り消されたものとみなす。

第七條 この法律施行の際現に舊有價證券業取締法により有價證券業を營む者、舊有價證券引受業法により有價證券引受業を營む者若しくは舊有價證券割賦販賣業法により有價證券割賦販賣業を營む者又は銀行若しくは信託會社でこれらの營業を營む者は、この法律施行の日から六箇月を限り、證券業者とみなす。

前項に掲げる者が同項の期間内に第二十八條第二項の規定による登録を申請した場合においては、その申請に對する處分の日まで

うに改正する。

第一條中「有價證券」を「政府所有及保管有價證券」に改め、「取引所」の下に「（證券取引所ヲ除ク）」を加える。

第七條第六號を次のように改める。

六 取引所（證券取引所ヲ除ク）ニ關スル事項

第五條 この法律施行前になした行為に對する罰則の適用については、舊有價證券業取締法、舊有價證券引受業法及び舊有價證券割賦販賣業法並びに附則第三條の規定による改正前の取引所法は、この法律施行後も、なおその效力を有する。

第六條 舊有價證券業取締法、舊有價證券引受業法、舊有價證券割賦販賣業法又は日本證券取引所法の規定により免許を取り消された者は、第三十一條の規定の適用については、これをこの法律の規定により證券業者の登録を取り消されたものとみなす。

第七條 この法律施行の際現に舊有價證券業取締法により有價證券業を營む者、舊有價證券引受業法により有價證券引受業を營む者若しくは舊有價證券割賦販賣業法により有價證券割賦販賣業を營む者又は銀行若しくは信託會社でこれらの營業を營む者は、この法律施行の日から六箇月を限り、證券業者とみなす。

前項に掲げる者が同項の期間内に第二十八條第二項の規定による登録を申請した場合においては、その申請に對する處分の日まで

も、また、前項と同様とする。
第三十條第二項及び第四十條の規定は、前二項の規定により證券業者とみなされた者については、これを適用しない。

第八條 證券取引所は、この法律施行の日から六箇月を限り、第百十條の規定にかかわらず登録をしない有價證券を賣買取引のため上場し、又は第百十三條の規定にかかわらず證券取引委員會の承認を受けない有價證券を賣買取引のため上場することができる。

第九條 この法律施行の際現に證券取引委員會の委員である者は、この法律の規定により證券取引委員會の委員に任命されたものとする。

この法律施行後最初に證券取引委員會の委員となる者の任期は、第百六十七條の規定にかかわらず、内閣總理大臣の定めるところにより、その一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

昭和二十三年六月二十九日印刷

昭和二十三年六月三十日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局